

J-CEF

日本シティズンシップ教育フォーラム

研究発表要旨集

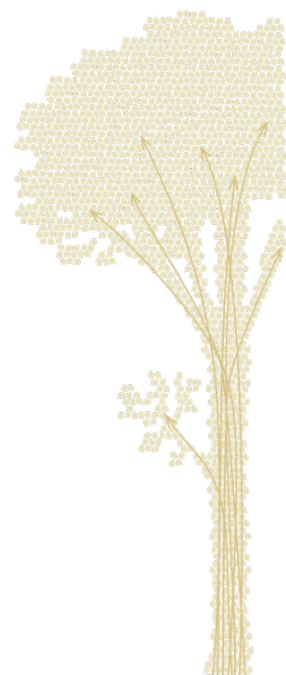
シティズンシップ教育研究大会 2023

日時：2023年10月1日（日）10:00～17:30

（任意参加のアフタートークは18:30まで）

会場：オンライン

主催：日本シティズンシップ教育フォーラム（J-CEF）



[第 1-1 分科会]

授業中の教師による雑談の可能性

—教師と生徒の支え合いによって生まれるエージェンシー—

遠藤梢子（東京学芸大学附属高等学校生徒）

本研究は、授業中の教師による雑談について、現状の役割を当事者視点で分析した上で、教師と生徒がエージェンシー(OECD, 2019=2020)を発揮するきっかけとなる雑談の再構築を試みたものである。授業中の教師による雑談に着目した岸(2018)は、雑談を「当該教授内容に関係のない教師の発話」として、教師は雑談を意図的に行っている場合が多く、授業の流れの中で適切に挿入すると、有効に働くことを報告している。一方で、研究者による参与観察のみで、分析に当事者の視点が含まれていなかった。そこで本研究でははじめに、半構造化インタビューとアンケート調査を通して教師および生徒の視点から雑談を捉え直し、現状の雑談の役割を明らかにした。教師対象の半構造化インタビューでは、授業中の雑談には意図が存在し、その多くは、生徒を授業に再導入するなどの「調整機能」、学習内容を効率良く分かりやすく伝達するための「理解促進機能」といった目的があることが示唆された。教師は「一見授業に関係ないが実は授業に関係のある話」をすることで、話題と話題をつなげ、生徒を授業に惹き込む工夫しているのである。さらに生徒対象のアンケート調査は、教師の意図と合致する結果となった。生徒が教師の発話を雑談と認識するかどうかで、効果の種類に異なる傾向がみられたものの、授業への再集中を促すといった点は共通していた。

以上より、現状の授業中の教師による意図が含まれている雑談は、学習の効率化や生徒を授業に惹き込むための手法といった視点から考えると、その役割は評価できると言えるだろう。一方で、本来の辞書的な意味での雑談が持つ話と話の切れ目、本題から逸れて自由になることができるといった「中断機能」に着目した検討は行われていない。

よってここからは、前述の雑談の役割と異なる、授業中の雑談の新たな可能性について考察したい。教育現場での「歓談」についてH.Meyer(2004)は、「教師の方向づけの割合が低い」ブルジョワ階級のサロンの歓談(Konversation)を先駆けとして示している。一方、現在の歓談(Unterhaltung)を「重要な調整的な機能」として「クラスの社会的な雰囲気や維持に役立つ」と述べている。また、前者のKonversationは「話し合い」といった意味があるのに対し、後者のUnterhaltungは「エンターテイメント」という意味がある。このことから教師による雑談が、双方向的なものから、生徒を授業に惹き込むエンターテイメント的なものへと変化していることが考えられる。教師をエンターテイナー、生徒を観客と見たとき、そこに生まれるのは一方向的な関係性だけなのだろうか。田島(2023)は、教師と生徒の知性の平等について記述しているランシエールの『無知な教師』をもとに、観客が「パフォーマンスを自分が見聞きしたり体験したりした物語に結びつけ」ていることを例に「解釈する主体」としての観客の能動性を生徒に重ね合わせている。そして生徒のエージェンシーが発揮されるための授業のあり方について、「受動的」とであると批判される一斉授業において、生徒が「解釈する余地」の可能性を「授業後」に見出している。これを踏まえ、雑談の「中断機能」を生徒の「解釈の余地」として捉

えると、田島（2023）の指摘する「授業後」に近い状況を作り出すことも可能であると考えられる。

さらにここでは教師の語りから、主体としての教師という視点で、雑談の可能性について考察したい。教師の教室内における権力性について石野（2020）は、教師—生徒間の知の非対称性だけでなく、発言機会の非対称性を教師による発言機会の分配に着目して考察を行った。一方で、教師の知識や発言機会といった権力の優位が認められたとしても、教師は学習指導要領に規定されている学習を遂行することが求められており、教師自身が主体として自由であるとは言い難い。自由と権力の乖離は、教師と生徒双方のエージェンシーを押し込めてしまっているのではないか。そこで、インタビューの教師の語りから浮かび上がってきた、生徒に支えられる教師の姿について述べたい。教師は雑談によって「自身らしさを確保」し、それを「生徒が聞いてくれる」ことで、仕事のやりがいを見出していた。これは、聞くという行為を通した生徒から教師への支援と言える。「個人は孤立させられては断じて自由ではなく、自由の成立する場は、意志、志向、感情といろいろ変化はあっても、そうした人間の内面にあつたのではなく、人間が集う間の空間なのである」（Arendt, 2004）ように、エージェンシーが発揮されるということは、教師が生徒に対して働きかけることではなく、学校という空間で教師と生徒が互いに支援し、尊重し合いながら共に生きるということなのではないか。

以上より、授業中の雑談の新たな役割は、「中断機能」として生徒が教師の知性から解放されること、また教師による雑談が生徒によって許容される中で、支えられる対象としての教師が露呈することが期待される。それは、教師—生徒間の権力性を和らげ、平等な関係性を構築し、互いのエージェンシーを発揮することにつながると考える。授業中の教師による雑談が、方法論としてのコミュニケーションや学習効果を高めるための手段から脱却し、教師と生徒の「支え合い」により生まれるエージェンシーという視点から捉え直されることで、教師と生徒双方が、社会の中で主体として活動し、「対等である」という事を考えるきっかけとなってほしい。本研究の限界として、対象が限定されていることが挙げられる。また今後の展望として、対等な関係性を生徒や教師がどれほど自覚的であるか、その自覚にはどのような意味があるのかについて、詳細に検討していきたい。

参考文献

- OECD, 2019, OECD Future of Education and Skills 2030 Conceptual learning framework Concept note: Student Agency for 2030, pp.31-44. (=2020「2030年に向けた生徒エージェンシー Student Agency for 2030 仮訳」。) エージェンシーとは、他人や社会との関わりの中で倫理的規範ある責任を持った行動ができる力とされている。
- Meyer, H. (2004) 原田信之(編訳)『授業方法・技術と実践理念』北大路書房。
- 岸俊行 (2018)「授業における教師の雑談が持つ役割の探索的検討」福井大学教育・人文社会系部門紀要 2, pp.179-194.
- 田島史織 (2023)「主体と「エージェンシー」再考 -観客論の視点から-」小玉重夫編『報告書 18 歳成人時代の主権者教育を考える—サブジェクトとエージェンシーのあいだで—』。
- 石野未架 (2020)「教室のなかの教師の「権力性」再考：IRE 連鎖における正当的権威の維持」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第 107 集, pp.69-88.
- Arendt, H. (2004) ウルズラ・ルツ編, 佐藤和夫訳『政治とは何か』岩波書店。

[第 1-1 分科会]

シティズンシップ教育を研究する研究室文化の形成と批判的継承 —北海道教育大学釧路校・社会科教育学ゼミの正統的周辺参加を事例に—

玉井慎也（北海道教育大学釧路校）

佐々島忠佳（北海道教育大学釧路校学生）

I. 問題の所在

本発表の背景には、筆者らの立場（新任大学教員の玉井、学部新入生の佐々島）の違いに応じて、大きく2つの個人的な問題意識がある。

（1）「新任大学教員としての玉井」が抱える問題意識

筆者が所属する北海道教育大学釧路校の社会科教育学研究室（以下、社教）では、学部新入生（1年目）から「社会科学入門」と「アカデミックスキル」という講義・演習科目があり、伝統的に「ゼミ」と呼んでいる。通常、学部3・4年目からゼミ分けが始まる大学と比べれば、社会科教育やシティズンシップ教育の理論と実践に触れるタイミングが早い特徴が社教にはある。こうした社教の特徴を活かし、どのようなゼミのカリキュラムを初年次教育として構成すれば良いか。ゼミを通して、どのような「科学者」「教師」「市民」を育てるか。着任早々に悩んだ以上2つの問いをどう解決していったのか。本発表の前半では、2023年度前期に実施した学部1年目向けのゼミのカリキュラムの実際を紹介し、「研究者養成を担う私」「教師教育を担う私」「市民教育を担う私」という3つを視点に省察してみたい。

（2）「学部新入生としての佐々島」が抱える問題意識

2023年4月、北海道教育大学釧路校に入学し早々、研究室の分属があった。結果的に、希望通り社会科教育学研究室の配属となった。社会科教師になりたいという想いと別に、「社会科教育学」とはどのような学問なのか、社教で4年間を過ごすどのような力が修得されるのか、疑問を抱えた4月だった。入学早々に悩んだ以上2つの問いをどう解消している最中なのか。本発表の後半では、4月19日から8月3日までのゼミ活動の実際を紹介し、「研究者としての私」「教師としての私」「市民としての私」という3つを視点に省察してみたい。

（3）私たちの問題意識を裏付ける先行研究の動向と課題

近年、高等教育段階（大学・大学院など）におけるシティズンシップ教育に注目する研究が蓄積されている（加野，2020；藤枝，2021）。こうした先行研究は、従来、初等・中等教育段階におけるシティズンシップ教育研究が主流であった研究界に新しい知見を提供する学術的意義だけでなく、研究プロジェクトを通して実際に「市民スキル」「市民的コンピテンス」を備えた大学生・大学院生が社会形成を担う一員として専門性・実践力を高めていくといった社会的意義を有する。とはいえ、高等教育段階の実態解明は緒に就いたばかりである。西野（2022）も「人文・社会科学領域等の学士課程教育において

は、古くからゼミナール教育（以下、ゼミ）が重要視され今日にいたっているが、その改善はおろか、実態さえ把握されておらず、いわばブラックボックスの状態にある」（p. i）と問題意識を述べている。

II. 研究目的

ゼミを場とした正統的周辺参加（レイブ&ウェンガー [佐伯訳]，1993）に焦点を当てることで、「社教」もまた、何かしらの文化が形成され、継承・変容が迫られてきた「小さな社会」と見ることができると。そして、社教をどのような研究室にしていくか、社教の構成員である1年目自身がエージェント（変化を起こす主体）として上級生や来年以降の新生ととともに「研究室」像を考えていくためには、「社教の文化」について研究し、何をこそ継承・変容すべきか、批判的に検討する必要がある。

以上を踏まえ、本発表では、シティズンシップ教育を研究する研究室（ゼミ）の事例として、北海道教育大学釧路校・社会科教育学研究室を位置づける。そして、直近10年間（2014年度～2023年度）の社教の構成員が語る「社教の文化」を明らかにする。明らかになった結果を判断材料とすることで、総合大学・教員養成大学における社会科教育学ゼミの文化をどのように継承・発展し、どのような文化は再検討すべきかを新任大学教員・学部新生の立場から示唆する。

III. 研究方法

本研究では、社教の文化を構築してきた上級生の代表10名の声を聞く「実証的・経験的アプローチ」2）を採用し、対面・Zoomでインタビューを実施した。こうした所属社会の熟達者へのインタビューを通して研究室文化（正統的周辺参加・文化的知識）を解明していく研究の意義は、以下の3点ある。

第1に、文献データ（文字資料としての研究発表資料や卒業論文）を読むだけでは見えない「社教の奥深い文化」について価値判断するための基礎資料を提案できる。「社教のレジメ」の特徴や研究内容の傾向がいつ・なぜ生まれたのか、直接上級生に聞き取ることで、研究作法の価値観・倫理観を解明できる。

第2に、インタビューや省察などの実践的・経験的アプローチは、今日の欧米や日本の社会科教育学研究の潮流として確立しており、社教にも学界の潮流を取り入れることができる。社会科で換言するならば、「よい社会科とは何か」のように、自らの授業を分析・省察するアプローチ、インタビュー手法を用いて子どもがどのように成長しているかを聞き取るアプローチへの転用も可能になる。学部1年前期から自らのあらゆる言動・行動の意味や影響を理解・省察する手法を習得することは、将来教員になるにせよ他の職に就くにせよ、社会人基礎力として肝要になる。

第3に、インタビューを受けた側の省察も促し、社教の研究室活動が社教を離れたそれぞれのキャリアでどう活かされているのか予備的に考察できる。

[第 1-1 分科会]

ジャック・ランシエールにおける〈教えること〉の再考

— 『無知な教師』から『解放された観客』へ—

赤嶺洋道（東京大学大学院）

本発表では、近年の学校教育において教師の役割がファシリテーター化し、能動的に学習する生徒の育成が目指される中、教育の学習重点化の問題点をあげ、〈教えること〉の重要性をジャック・ランシエールの『無知な教師』から『解放された観客』の論理を通して再考する。

現代の教師がファシリテーター化し、生徒が能動的に学習することは全面的に否定されるべきではない。しかし、このような学習への重点化は問題をはらんでいる。第一に、教師には問いを生徒に投げかけ、能動的に学習することを促す意図が存在するが、それがわかりづらいままで行われる。渡辺健一郎は「そこに働いている暴力性に気づきづらい」（渡辺 2022：20）点に関して、見えにくい暴力性によって作られた虚構性を問題にできないと指摘している。第二に、能動的に学習することが多くの情報や体験を消費することに置き換えられ、既存の新自由主義的な消費社会に生徒を従属させる可能性がある。文科省が「主体的・対話的で深い学び」を学校教育で提唱し、中教審が「個別最適な学び」の重要性を強調している点でも見て取れるように能動的な「学び」手の育成は、社会が求めた主体像のみにとどまってしまう可能性がある。

上記の課題を乗り越えるため、ランシエールの著書『解放された観客』（Rancière 2008=2013）を中心に、「無知な教師」の〈教え〉なるものを考察する。彼は、この著書でブレヒトやアルトーの論理を整理し、演劇の目的が受動的な観客たちを能動的な行為者にする事へ向けられていると批判する。さらに、この演劇は、ランシエールの著書『無知な教師』（Rancière 1987=2011）で論じられる「愚鈍化（l'abrutissement）」と重ねられ、批判される。ここで指摘されている演劇は、生徒を能動的に学習するように促し、教師や社会の秩序のみに飼いならしてしまう今日の教育と重なる側面がある。したがって、『解放された観客』で論じられる「第三のモノ（troisième chose）」や「芸術の美的＝感性論的体制（regime esthétique de l'art）」などの概念を考察し、「愚鈍化」とは異なる彼の教育論を芸術的観点から読み解くことは、〈教えること〉の再考を導く手がかりとなる。

しかし、この『解放された観客』に関してガート・ビースタは、「教えることの説明ではなく学習についての説明である」（ビースタ 2018：123）と批判し、ランシエールの議論が『無知な教師』のときよりも後退していると指摘する。確かに、この著書において「翻訳（traduction）」という概念は、学びについて記述しているように読めるがそれは学習の説明ではない。川上英明は、言語活動を通して、ランシエールの「翻訳」を翻訳する者とされる者が知らないことを知ろうとする「意志」によって可能になるものであり、「知性の解放」に基づくものと考察している。（川上 2018:52-53）さらに、小玉重夫は、ランシエールの重要性について「注意深く探究的な意志に知性が従うような関係に持っていくこと」（小玉 2019:5）と述べている。

したがって、ランシエールの「翻訳」は、学ぶことの説明ではなく、生徒の「意志」に教師とは異なる

る「知性」を出会わせ、従わせる〈教え〉に関わるのである。本発表は、『解放された観客』で提示される概念と『無知な教師』でも論じられる「翻訳」などの関係性を明らかにし、ランシエールにおける〈教えること〉の特異性を浮き彫りにしようとするものである。

参考文献

- ・川上英明「コンセンサスと沈黙の間における言語活動—ジャック・ランシエールの教育論における二つの愚鈍化からの解放論理」、『東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室 研究室紀要』第44号、2018年、49-58頁。
- ・ガート・ビースタ『教えることの再発見』上野正道監訳、東京大学出版、2018年。
- ・小玉重夫「無知な市民は反知性主義を超えられるか」、『近代教育フォーラム No28』、2019年、1-8頁。
- ・渡辺健一郎『自由が上演される』、講談社、2022年。
- ・Rancière, Jacques, *Le maître ignorant*, Librairie Arthème Fayard, 1987=梶田裕／堀容子訳『無知な教師』、法政大学出版局、2011年
- ・Rancière, Jacques, *Le spectateur émancipé*, La fabrique édition, 2008=梶田裕訳、『解放された観客』、法政大学出版局、2013年。
- ・文科省「【総編】中学校学習指導要領（平成29年告示）解説
(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf) 最終閲覧日 2023年8月24日
- ・中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】
(https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_1-4.pdf) 最終閲覧日 2023年8月24日

[第 1-2 分科会]

教育の場における心理的安全性

—エージェンシーを発揮することができる環境のために—

七島海希（角川ドワンゴ学園 S 高等学校生徒）

本研究は、学校現場における不登校などの課題に着目し、課題はなぜ起きているのかを分析し、解決するための教育の場における心理的安全性について明らかにするものである。

現在の学校現場では、自分の学びたいことややってみたいことについて取り組むことや周りと違うこと、失敗することを恐れるようになってしまふことがある。

その理由として、生徒または先生などの周りの環境により、心身ともに自身の安全が脅かされてしまふという課題があげられる。私自身も、地方創生の活動に興味を持ち、取り組んでいたが、私が所属していた地元の中学校の先生に受け入れてもらえず、学校に通わなくなった経験があった。このことから、自分のやりたいことができるかどうか環境によって左右されてしまふということを実感した。

このように心身ともに自身の安全が脅かされてしまふ場面は、学校だけではなく家庭内などの様々な場面にある可能性がある。

課題を解決するために、エイミー・C・エドモンドソン氏（以下エドモンドソン氏）が提唱した概念のことである「心理的安全性」に着目した。

心理的安全性とは、チームの中で誰もが自分の考えや気持ちを誰に対してでも心身ともに安心して発言できる状態のことである。教育現場では、誰もが心身ともに安心できる状態で自分のやってみたいことについて発言したりチャレンジをしたりすることができる「心理的安全性」が保たれた状態であることが重要なのではないかと考えた。そのため、生徒や先生、教育に関わる全ての人々が教育の場を心理的安全性が保たれた居場所だと思ふことができ、誰もが心身ともに安心安全な状態でエージェンシーを発揮することができる環境について研究をすることにした。

そこで本研究では、生徒や先生など教育現場の方へインタビューを行い、現在の学校で起きている、不登校やいじめなどの心理的安全性が保たれない原因となっている課題について調査を行う。

また、学校外の居場所である、自宅や学校、職場でもない居心地の良い「第3の居場所」であるサードプレイスについても分析を行う。「心理的安全性」についてエドモンドソン氏は職場における心理的安全性について提言している。職場以外にも、教育の場において心理的安全性が考慮されることで、より教育の質が高まり、不登校などの課題解決につながると考える。

参考文献

エイミー・C・エドモンドソン（2021）「恐れのない組織-「心理的安全性」が学習・イノベーション・成長をもたらす」野津智子訳，村瀬俊朗解説，英治出版

市民性教育を妨げる要因についての一考察

— 『世間論』を軸にして—

辻 幸二郎（兵庫教育大学大学院）

(1) 日本には市民社会はあるのか？

長年人権教育をはじめ多文化教育、環境教育に携わり、2005 年度からは ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組んできた。この間多くの生徒との出会いもあり教員としての達成感もある一方で、どこか一面の虚しさも感じてきた。それは「市民性教育がそのまま市民社会の実現につながりにくいのではないか」という実感である。もちろん自分の行ってきた教育の「量」や「質」の問題はあろう。しかし私にはそれのみに還元しきれない「隠れた課題」がそもそも日本社会にあるのではないかと考えるようになった。本研究ではこうした日本社会の中で「市民社会」の成立を阻む要因について明らかにし、市民性教育を実施する上での一助となることを期待するものである。

(2) 日本人の意識を縛る「世間」

日本人の意識を束縛する要因の 1 つに「世間」の存在がある。日本で「市民社会」を成り立たせにくくする「壁」のようなものは一体何かと考えた時、欧米にはない日本独特の関係性の問題として「世間」が浮かび上がる。いくら法的には正しくても「世間さまが許さない」状況から逃れることが困難な、そんな関係性の中でわれわれは生きている。井上忠司（1977）によれば「世間」とは「ウチ（ミウチ）」と「ソト（タニン）」の中間に位置する地域共同体的関係性の概念である。それは明確な形態を持たないが、「町内」や「同窓会」などのような場面で姿を現しわれわれの行動に制約を与える。日本には「世間」はあるが「社会」はない、と「世間論」を先導した阿部謹也（1995）は「世間」について排他性や呪術性、長幼の序など 5 つの原理でその特色をとらえた。

(3) 「世間」「空気」「同調圧力」「ネット世論」

さて、「世間」についてはさらに最近では「KY」という言葉にみられるように、「空気」という言葉が広がり同調圧力の問題が取りざたされる。鴻上尚史（2009）は『『空気』とは『世間』が流動化したもの』ととらえ、「世間」がより柔らかくお手軽に現れたものとして「空気」を位置づけている。このあいまいな「空気」が「世間」にもまして、われわれの行動を制約する力になっている、と考えられる。近年は情報通信技術の発達で、いわゆる「ネット世論」と呼ばれる、携帯電話や PC を軸に SNS やメール、ネットニュース、YouTube など様々な発信媒体を通じた無数の言説がわれわれの容易に見聞きできる状態で飛び交っている。そうした情報の中には、非常に便利で貴重な情報もあれば、偏見や差別を助長するような内容も混じっている。今枝法之（2008b）はテレビなどの中にすでに「メディア化された『世間話』」があるとその原型を見ている。さらには、「炎上」や「バッシング」と呼ばれる特定の個人や団体を集中的・一方的・感情的に非難する現象がしばしばみられる。そこで見られるのはクリック・

バーナード (2011) のいう「相異なる利益の創造的調整」(政治の目的)ではなく、相手を打ち負かすことである。

先日、2015年に安全保障法制への抗議運動を率いた学生団体として知られる「SEALDs」へのバッシングについてのインタビュー記事があった(2023.8.24.朝日新聞朝刊)。デモや政治的異議申し立て、署名活動など政治に対するアクションに対する冷ややかな視線がこの社会には確実に存在する。政策への賛否ではなく匿名で一方的な人格攻撃がなされるのである。世論調査の各政党への支持率などをみても、そもそも、支持政党なしが最も多い現在の政治状況に対する明確な肯定感もないのに誰かが政治的な行動をすれば、その者へのバッシングか、そうでなければ「意識高すぎくん」といった冷ややかな言説が投げかけられる。政治的内容への賛否の議論ではない、まさにシニシズムの蔓延した状況といえる。こうしたシニシズムをどうとらえていけばいいのだろうか。

(4) 市民性教育の前提の課題

各種調査を見ても、若い世代は投票率が低いという結果が出ている。逆に若者の政治意識が高まっているという結果もあるので、2極分化している可能性が考えられる。そうだとしたら、市民性教育はむしろ政治意識を「持たない」「持てない」若者に焦点をあて、彼らに「届く」「響く」プログラムの工夫が必要ではないだろうか。政治意識を持つ層ではなく、そうでない生徒にこそ「伝わる」何かを考えることはとりわけ有効に思える。そこで次の疑問が重要になる。そもそも彼らはなぜ政治意識を「持たない」「持てない」のか。この点がもしかしたら市民性教育にとってのキーポイントになるのかもしれない。しかしこの点については多様な要因が関係し、多面的な分析が必要だと思える。先ほどの現代のシニシズム状況を軸に考えるならば、よく言われる現代社会における若者の「生きづらさ」の問題と通底する可能性がある。「生の不全感」を有する者が正しい社会像を切り結ぶことへの困難さは想像に難くない。そして若者の「生の不全感」は、現代社会の抱える問題と密接にかかわるといえる。そこで前述した「世間」「空気」「ネット社会」「同調圧力」の持つ関係性や社会的機能の問題が浮上するのだろう。それらの関係性や内実を明らかにすることが私の目下の課題である。

<参考文献>

阿部謹也,1995,『「世間」とは何か』講談社.

阿部謹也,2002,『世間学への招待』青弓社.

井上忠司,1977,『「世間体」の構造』日本放送出版協会.

今枝法之,2008b,「世間学再考 後編」『松山大学論集』,第20巻,第4号

クリック,バーナード,関口正司監訳,2011,『シティズシップ教育論 政治哲学と市民』法政大学出版局.

鴻上尚史,2009,『「世間」と「空気」』講談社.

[第 1-2 分科会]

校則改正プロセスにおける子ども参加の展開と課題

—市民性形成の視点から—

小林勇樹（長野県教育委員会事務局北信教育事務所）

本研究は、校則改正プロセスにおける子どもの参加がどのように展開されているかを、「市民性形成」の視点から分析するものである。ここでいう市民性とは、参加型民主主義を支えるとともに、社会変革を主体的に担っていく市民としての資質を想定している。学校の校則は、学校内の秩序や規律を保つために必要であるが、その制定や改正において子どもたちの意見や参加がどれだけ反映されているかについては、十分な議論が必要である。本研究では、子どもたちが校則改正プロセスにどのように参加しているか、またその中で生じる課題に焦点を当てる。

2017 年、頭髪の色＝地毛が生まれつき茶色にもかかわらず、教員から黒染めするように強要され、精神的苦痛を受けて不登校になったとして大阪府の女子高校生が裁判を起こしてから 6 年が経過した。この間、不合理で理不尽な校則の実態を明らかにする動きや各地の教育委員会・学校で細かすぎる校則を見直す動きが出ている。もっとも、各地で取り組む校則の見直しは、LGBTQ の人々に対する差別や偏見の解消など、世論の関心の高まる箇所の微修正にとどまり、制服自体の必要性を問うような教育実践は少ないのも事実である。

このため、校則改正の動きを一過性のものにしないうえの方策を考える必要がある。実際の校則改正は、どのようなプロセスを経て行われるべきなのか。具体的な展開としては、先行研究の到達点と問題点を指摘したうえで、校則見直しの実践事例として A 県 B 高校の事例を取り上げる。同校は校則のない学校とされているが、携帯電話（スマートフォン）の学校への持ち込みや使用のルールについて学校側が子ども側(生徒会執行委員会)に対し、自主的にルール化するよう問題提起をした。ここでは、実際のルール化までの動きを記述するとともに、こうした子どもの自主性を尊重する同校の動きを明らかにすることを通じて、子どもたちがどのように改正プロセスに関与しているか、どの程度の影響力を持っているかを明らかにする。

次に、市民性形成の視点から、子どもたちの参加がどのようにその後の市民としての意識や行動に影響を与えるかを考察する。校則改正プロセスを通じて子どもたちが自身の意見を主張し、他者と協議する経験は、民主的な参加や対話の重要性を学ぶ機会となる可能性がある。また、その過程での課題や制約も浮き彫りになるだろう。

さらに、子どもたちの参加が制度的な障壁や社会的な文脈にどのように影響されるかを考慮に入れる。教育機関や地域社会の構造が、子どもたちの声や意見をどの程度受け入れるかには差があるかもしれない。この点を通じて、子どもたちの参加を促進し、意義あるものにするための提案を検討する。

以上のように、本研究では校則改正プロセスにおける子どもの参加と関連する概念を「市民性形成」の視点から検討し、具体的な事例や課題を通じてその重要性と可能性を探究する。これにより、教育現場や社会全体での子ども参加の促進に向けた示唆を提供することを目指す。

なお、本発表は、研究報告ではなく、今後、2年間の研究計画という位置づけである。

「合意形成」や同一化を目的とした政治教育の批判的検討
—ジャック・ランシエールの「政治」と「政治主体」概念を手掛かりに—

小林遼也（東京大学大学院）

本発表では、フランスの思想家ジャック・ランシエール（Jacques Rancière 1940-）の思想を考察することで、現在の政治教育が目指す政治や市民像が抱える問題性を明らかにし、その問題を乗り越える「政治」や「政治主体」を提示する(1)。また最後には、ランシエールの提示する主体が抱える問題性を指摘することで、今後の研究の手掛かりを示したい。

18 歳選挙権に代表されるように再政治化が進む昨今、学校現場でも政治教育や市民教育が積極的に取り組まれている。高等学校学習指導要領（平成 30 年版）の中にある、公民科の新科目「公共」における目標には、「合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力」という記載がある。この目標の中で目指される市民像とはいかなるものなのか。それは、政治を担う者として自律（自立）した個人である。政治は、その自律（自立）言説に同一化できる人々の間で行われるため、このような市民像を掲げることは、必然的にそこから排除され、市民として数には数えられない人々を生み出す。したがって、現在の政治教育によって目指される政治は、多様性に関われているとは言い難い。さらに、このような前提のもと政治教育による市民形成が行われていくことは、合意形成という名のもとに、抑圧や排除の構造を隠し、正当化し、当然のこととして人々に内面化させていくものになるだろう。

近年、教育学や政治教育の中でランシエールの注目度は高まっている（有満 2012、家高 2009、田中 2016、藤井 2018、藤本 2019 など）。ランシエールの理論は従来の政治を批判し、声なき者たちが現れる可能性を示した点で多大な示唆があり、その観点は市民教育を展開する上でも重要な観点を示している。この意味においてランシエールの「政治」概念は、市民概念の枠組みを広げ、多様な人々を包摂する可能性を持つだけでなく、政治教育において、政治そのものを問い直すことを促す点において意義がある。

そこで、合意形成や同一化の政治を批判してきたランシエールの「政治」思想を考察することによって、上記にある政治と市民像の問題の所在を明らかにし、この問題を乗り越える可能性を探る。ランシエールにおける「政治 politique」とは、従来の政治が前提としている秩序（ポリス的秩序）によって配分されている地位（感性的な布置）を攪乱させ、ずらしていくことを意味する。それを担う「政治」的主体とは、秩序から排除されているにもかかわらず、あたかも自分たちも数に数えられた存在であり、声を持つものとして見せかけ（appearance）、そう振る舞うことによって既存の秩序に不和（mécontentement）を起し、秩序を中断、再布置するような者たちのことである。したがってランシエールの「政治」思想は、現在の合意形成を目指す政治教育が持つ排除性に対する批判である。

しかし、ランシエールの「政治」的主体を詳細に見ていった際、それは問題含みであるといわざるをえない。なぜなら、ランシエールの「政治」を担う主体は「明確に抵抗の意志を持ち、表明できる強い主体」であるからだ。このような強い主体だけでなく、自らの意志を表明できない者たち、自らの状況

に絶望し抵抗の意志すら持てない者たちが、数に数えられる可能性を考えなくてはならない。本稿の最後に、ランシエールの「政治」主体の問題性と限界性を指摘し、今後の研究の展望を示したい。

【注】

- (1) 本稿では、一般的に政治と呼ばれるものと区別するために、ランシエール特有の意味の方を「政治」と表記する。この区別は、ランシエールが一般的な意味での政治を「ポリス (police)」と表記し、「政治 (politique)」との差異化をしたことに由来する。(Rancière 1995=2005: 51=58)

【参考文献・web サイト】

- ・有満麻美子 2012, 「ジャック・ランシエール『無知な教師』と分有/平等の哲学」『立教女学院短期大学紀要』第44巻, 1-15頁.
- ・藤井佳世 2017, 「批判的教育学の批判」『横浜国立大学教育人間学部紀要』第19号, 145-162頁.
- ・藤本奈美 2019, 「ランシエールの「知識の美学=感性論」 — 市民性教育の再考」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第65号, 359-371頁.
- ・家高洋 2009, 「知的解放の哲学 — ジョゼフ・ジャコト/ジャック・ランシエールの思想から」『大阪大学大学院文学研究科紀要』第49, 1-20頁.
- ・Rancière, J. 1995, *La Mésentente*, Galilée. (=松葉祥一・大森秀臣・藤江成夫訳 2005, 『不和あるいは了解なき了解 — 政治の哲学は可能か』インスクリプト.)
- ・田中智輝 2016, 「政治において当事者とは誰か — アレント、ムフ、ランシエール」東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室『研究室紀要』第42, 159-170頁.
- ・高等学校学習指導要領 (<https://jp-cos.github.io/844/1502200000000> 2023年8月24日閲覧)

[第 1-3 分科会]

「ふつう」という概念に関する哲学対話を通した市民性教育プログラム開発
—リップマンの「子どものための哲学」を手がかりにして—

松原心（岡山大学大学院）

本研究の目的は、リップマンの「子どものための哲学」に関する論を参考にして、子どもたちの身近な生活の中から始まる哲学的な問いに関する議論を行う市民性教育プログラムを開発し、日本における哲学対話を通した学習の一例を示すとともに、その有効性を明らかにしようとするものである。

「子どものための哲学」とは、1970年代にマシュー・リップマンが提唱した哲学への新しいアプローチであり、主にアメリカやイギリスなどの英米圏を中心に広がり、英米圏では初等教育段階でも注目され、導入されている。一方で、日本においては、「子どものための哲学」に関する書籍が出版されるなどして、徐々に「子どものための哲学」が注目されてきているが、学校教育において哲学に触れるのは高等学校が一般的であり、「子どものための哲学」に関する実践も少ないというのが現状である。現代の日本においてグローバル化や情報化が進み、社会が複雑化していることを考えると、身近な生活の中で当たり前のこととして捉えていたことを、哲学レベルで問い直したり、哲学的な議論方法を早い段階で体験していくことが、これから必要とされるのではないだろうか。

以上のような問題を背景として研究を進めていくが、本研究で着目したいのが「ふつう」という概念である。2015年に国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、そのSDGs達成の一環として、人々の多様性を受け入れる社会（ダイバーシティ）の実現が求められている。この「多様性」という言葉について、南浦涼介は「社会科教育で取り扱われる多様性には、民族、性差、性的指向性、世代差、認知的特性、経済的な格差などさまざまなものが考えられる」¹⁾と述べており、「多様性」には「差」、「格差」などといったような「違い」というような意味合いが存在していることが分かる。つまり、社会として「多様性」を受け入れていく一方で、他者との「違い」が表面化しているのである。私は、その他者との「違い」が世間で表面的に言語として現れるのが「ふつう」という概念であると考えている。この「ふつう」という概念は、島国で同質なものを求めると言われる日本人にとってより身近なものであり、場合によっては人に生きづらさを感じさせるものであることを考えると、本研究の「子どものための哲学」についてのプログラムで扱う題材としてふさわしいのではないだろうか。

【注】

1) 南浦涼介 「多様性」 棚橋健治・木村博一編『社会科重要用語事典』明治図書、2022年、pp.70

日中間の対話型シティズンシップ教育を考える

— 普遍主義・相対主義を超えて —

森山新（お茶の水女子大学）

本学では 2004 年以降、日韓大学生国際交流セミナー、国際合同遠隔授業、国際学生フォーラム等の間文化的シティズンシップの教育実践を展開してきた（森山,2023）。これらは、対立の絶えない東アジアがともに生きることを願い行われてきたものだが、主に交流は日韓を対象としていた。2010 年代からは Byram (2008) の「間文化的シティズンシップ教育としての外国語教育」の枠組みを取り入れ、学んだ言語を用いて両国間に残された政治的・歴史的な課題を対話により解決する手法を用い、相応の成果を収めてきた。しかし日中関係においてはいくつかの交流が行われたものの、日韓のように両国間に残された政治的・歴史的な課題を対話により解決しようとする道は途中で閉ざされてしまった。

その最大の理由は、日韓では可能であった、互いに開放的態度を持って忌憚のない対話を行うことが現実的に難しかったことによる。日韓においては、(西欧型) 民主主義を対話の基盤として自由に意見交換を行い、相手の立場を理解し、その差異を対話によって克服することができた。しかしながら日中間においては、これが挫折してしまった。

Byram (2008: 173-176) は、欧米であれば対話する上で共通の基盤となるべき民主主義も、東アジアでは国家間でその概念や解釈を異にしており、このような相手と対話を行うにはまず対話をどのように進めるかについて考える必要があるとしている。

この点について Byram は以下の 2 つのアプローチを紹介している。第一は、民主主義等の考え方も含め、まず対話する両者の間で共通の核となるものを確立しよう、確立し得るというものである (Kennedy, 2004)。しかしこれに対し Byram は悲観的で、もし共通の核が必要であれば対話は並行線に終わり、国を超えたシティズンシップ形成は難しいとした。

第二のアプローチは、共通の基盤 (コンセンサス) は前提条件とせず、一旦相対主義を容認し、その上で多元的状态を体系化 (organization) しようとする立場である (van Gunsteren, 1996)。これは相対主義では両者の差異を認めてそれで終わりとなることが多いため、対話を継続するには多元主義の立場に立ち、受容は難しくとも相互理解の上で対話を行うべきだとする Berlin (2013) の考えとも合致している。Berlin によれば多元主義とは「人の求める目的は多様であるが、人はそれぞれ十分に合理的かつ人間的であり、互いに理解し、共感し、学び合うことができる」という考え方である。また van Gunsteren によればコンセンサスは平和的対話の結果であり、対話の前提条件ではないとも述べている。

しかし差異のうち価値観の差異については、全てを受容することは難しいかもしれず、受容の可否を判断する最低限の基準が必要かもしれない。Byram は Midgley (2003) を引用しつつ、この基準の一つとして「世界人権宣言」を挙げている。これは人権が文化の違いを超え理解可能なものとして共有されているからだとしている。しかしこの人権についても意見の相違が見受けられる。そのため、最終的には民主主義や人権についても、多元主義の立場から互いの差異に理解を示し、体系化していく努力が

求められよう。しかしこれもまた容易ではない (van Gunsteren はこれらも平和的対話により行い得ると述べている)。

民主主義のみならず人権についての考え方が欧米日と中国とで異なることは、1991年に公表された中国初の人権白書『中国的人権状況』にも現れている。ここでは「中国は西洋と民族および歴史的な状況が異なるため、人権の理解も異なる」と述べられている (<https://decodingchina.eu/ja/>)。また、中国の人権観は西欧の考え方とは異なり、生存権と発展権を最重要視し、それを守り発展させる国の主権(国権)を個人の人権よりも上に置いている。その背景には大国を誇っていた中国がアヘン戦争以降、欧米、そして最後には日本の植民地と化し、国家の主権が脅かされた屈辱(国恥)が存在する。以来、国を強くすることが国民(人民)の生命と生活を守る上で最優先という考えを持ち続けてきた(Weatherley, 2014)。中国国内の人権問題に向けられた海外からの批判に対し、中国は一貫して内政干渉だとして排除してきたが、これは単に他国からの批判をかわすという目的以上に、こうした「国家の主権を人権の上に置く」という、人権に対する考え方の根本的な違いがあることを忘れてはならない。またそういった考え方は同じく欧米などの植民地となったアフリカ、アジアなどの少なからぬ国々の支持を得ることとなっている。

さらに習近平国家主席は2022年、「国際人権闘争を積極的に展開せよ」と指示している。ここでは中国の人権に対する考え方は、欧米日とは明らかに異なり、その国に人権があるかどうかは、他の国の基準では評価できないと「相対主義」の立場を取っている。

対話を行うにあたり、こうした民主主義や人権に対する考え方について、もし Kennedy の主張のように、まず共通の核を築くことから開始するとすれば、Byram の言うように、恐らくは直ちに対話の扉は閉ざされてしまうであろう。また欧米日が「普遍主義」を振りかざしながら、中国国内の人権問題を批判することも対話の可能性を閉ざしてしまう。欧米日の中国への現在のアプローチは、欧米日の側からすれば西欧型の普遍主義的な人権観に基づいた当然のアプローチであり、結果、悪いのは中国であると簡単に結論づけられるのであろうが、中国側からすれば、欧米日の批判は、人権を振りかざしながら中国という国家の主権を再び脅かし、最も大切な生存権や発展権を脅かそうとする行為と解釈される。

このようなことから、シティズンシップ教育における日中や欧米対中国の対話は、普遍主義でも相対主義でも難しく、多元主義の立場から行うというのが現時点での暫定的方針である。そしてそれが可能なのは、高等教育機関であると考えている。

参考文献

- Byram, M. (2008). *From foreign language education to education for international citizenship*. Clevedon: Multilingual Matters.
- Berlin, I. (2013). *The Crooked Timber of Humanity*. NJ: Princeton University Press.
- Kennedy, K. J. (2004). *Searching for citizenship values in an uncertain global environment*. *Citizenship Education in Asia and Pacific: Concepts and Issues*, 9-24, Dordrecht: Springer Netherlands.
- Midgley, M. (2003). *The Myths We Live By*. London: Routledge.
- 森山新 (2023) 「日韓がともに生きるためのシティズンシップを育む：対話・交流型授業実践を通して」,

『ことばの教育と平和』, 265-303, 明石書店

van Gunsteren (1996). Neo-republican citizenship in the practice of education. *Government and Opposition* 31(1), 77-99/

Weatherley, R. (2014). *Making China strong: the role of nationalism in Chinese thinking on democracy and human rights*. Springer.

[第 1-4 分科会]

困窮学生が学業を継続するために必要な支援

—静岡県立大学学生助けたんじゃーの活動から見えてきたこと—

鋤柄美奈（静岡県立大学学生助けたんじゃー）

本発表の目的は、困窮学生が学業継続に必要な支援について思案することである。学生助けたんじゃーは 2021 年 7 月に有志の学生と教員を中心に発足し、学生の貧困の実態把握、情報発信、政策へ反映することをしている。2021 年 9 月から現在にかけて、静岡県立大学の学生を対象に金銭面・精神面・生活全般に関しての聞き取りを行うほか、Twitter による他大学の取り組みの紹介、たべものカフェを利用している学生の声の発信を行う。活動の一環として、県議会議員より県議会で大学生の貧困の実態についての一般質問なども行った。これらの活動から、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮している大学生への支援事業として静岡県全体で、10 億 8700 万円の予算がついた。本発表を通して、我々の活動内容を踏まえ、今後学生の貧困の解決に必要な支援について考えたい。

『たべものカフェ』は 2020 年 7 月より、静岡県立大学の学生に向けて無償の食料配布とヒアリングを行う活動である。草薙キャンパスでは、月に 2 回程実施しており内容として、①ヒアリング②食料配布③居場所づくりの 3 つがある。①ヒアリングでは同じ学生であるから分かること、見えること、話せることがあり、ピア（仲間）の関係であることを大事にしている。②食料配布では学生が少しでも健康に学生生活を送れるようにするために、栄養バランスに配慮した食材を購入するように意識している。③友達づくりでは本当のカフェの様に温かい場所となり、学生にとっての 1 つの居場所になることを意識している。たべものカフェは食料を配布することが 1 番の目的ではなく、食料配布は困っている学生に必要な支援や居場所に繋げるための 1 つの手段にすぎない。困っている学生が助けてほしいと思った時に「助けて」と言える居場所を作ること、そしてそれぞれの悩みに適した支援に繋ぐことが『たべものカフェ』の大きな目的となる。

これらの活動で見えてきたこと

食料を渡すこの取り組みで明らかになったことは主に、3 つある。1 つ目は、コロナが学生の抱える問題を顕在化させたこと、困っている学生は、負の連鎖に陥りやすいこと、そして、今の県大の仕組み・取り組みには限界があることだ。私たちはこのコロナがきっかけで活動を始めたが、コロナ以前から学生たちは困っていた、ということを知った。例えば、コロナが流行する前から奨学金を学費と生活費両方に回して苦しい生活を送っている学生がいること、理系学生は実習や研究室で朝から晩まで時間を取られ、アルバイトができない環境にあることがわかった。

大学生が生活をするためには、お金が必要だ。そのお金は、本来学費に充てられる奨学金や、アルバイトで稼いだお金でまかなわれていることが多い。しかし、勉強もしなければならない。そうすると、睡眠時間を削り、アルバイトをしたり、勉強をしたりしないと生活が成り立たない環境に置かれてしまう。寝られないことや過度の疲労の蓄積から、心身に不調をきたす。心身の不調からアルバイトや授業

を休まざるを得なくなり、自分自身の生活や、大学での単位取得が危機に陥り、その結果、留年や退学を選ばざるを得なくなる。留年をしてしまえば、奨学金の獲得も難しくなるうえ、学費を支払うためにアルバイトも増やさねばならない。このように負の連鎖が続くことになってしまう。こうした悪循環のプロセスを構成するすべてのステップへの介入が必要となる。

今後、私たちはどう取り組んでいくのか

今後私たちは、大学がもっと学生に寄り添う仕組みを作っていきたいと考えている。具体的には、学生の貧困支援体制の確立、学生の適応状況の集中的把握、キャンパスソーシャルワーカー（CSW r）の導入、以上の3つを大学の仕組みに取り入れたい。CSW rの導入によって教員、職員、ワーカーが学生一人ひとりを気に掛けるような仕組みを作ることが大切である。CSW rはお金の制度の使い方を紹介したり、外部の制度につないだり、教授や職員と連絡を取ったり、学内のサポートにつなぐ。具体的には、CSW rが中心となって、個々の学生の抱える問題を把握し、学生が抱える問題に対して、個別に適切な機関につないだり、アルバイトの紹介を行ったりする。また CSW rは学生と親との家族関係に介入するなど多岐にわたる個別支援を行い、社会の中で生きるために、外と自分を繋ぎ解決に導く専門職である。そのため、心理的な悩み事を相談できるカウンセラーと、金銭的な問題を福祉とつないで解決に導くための専門家である CSW rは、どちらも必要であり、学生の抱える困難を両輪で解決していくことが重要だ。学生が、安心して大学で学び続けることができるように、そしてより良い学生生活を送ることができるように、まず県内の公立大学における CSW rの導入を進めていきたい。

[第 1-4 分科会]

ユニバーサル・アプローチを展開するユースセンターの有用性

—中高生の変容に焦点をあてて—

光岡 歩美（岡山大学大学院）

I. はじめに

本研究は、ユニバーサル・アプローチを展開するユースセンターの有用性を明らかにするために、学校外の「第3の居場所」に求められる条件の分析を行う。

II. 研究の背景

執行治平・杉山昂平は、青少年教育政策において、就学・就労や生活上の困難を抱えた者のみならず、すべての青少年を包括して成長支援を行うアプローチの必要性が説かれている。¹⁾と述べている。また、東京都生涯学習審議会の建議「東京都における今後の青少年教育振興の在り方について—ユニバーサル・アプローチの視点から—」²⁾によると、「青少年教育が持つ固有の役割を確認したうえで、青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指し、全ての青少年が将来の社会の担い手として成長するための育成・支援方策の考え方を示した上で、「青少年教育は「ユニバーサル・アプローチ」を重視した活動に重点を置く」と提言されている。すなわち、すべての青少年が支えられ成長していくためには、ユニバーサル・アプローチでの関わりが求められていることが読み取れる。しかし、青山鉄平は、1970年以降、上からの「育成」「指導」ではなく、「かかわり」を通じた支援を行う指導者・支援者の存在が明確に意識されるようになってきたが、直接的な「かかわり」を通じた支援のあり方については、実践においてはその重要性が意識されながらも、研究的にはほとんど関心が払われてこなかったと指摘している。³⁾

現在実践されているものとしては、野村泰介⁴⁾『18歳成人時代におけるユニバーサル・アプローチの視点によるノンフォーマル教育の有用性に関する実証的研究』があるがこれには、中高生の変容については明らかになっているが、伴走者を含めた関わりについては、未だ明らかになっていない。本研究では、伴走者についても検証していきたい。

III. 研究の目的

本研究では、以下の点を明らかにする。

- ①ユースセンターのような第3の居場所において、「高校生に対し有用な条件」とは何かを明らかにすること。
- ②直接明らかにしたいことが、どのように教育を改善するか。
 - ・諸課題を抱えた中高生にとって、育ちの助けになる場の条件を明文化できる。
 - ・第3の居場所をつくる際に参考にできる。
 - ・中高生自身が自分の意思で自分の居場所を選ぶことができる。

- ・中高生自身が自分の意思で自分の居場所を選ぶことができる場が増え、出自、家庭環境、障害特性などに関わらず、中高生は変容していけるのではないか。

③教育を改善することによってもたらされる社会の変化について

- ・よりよい第3の居場所が作りやすくなる。

IV. 研究の方法

本研究では、まず、『第3の居場所』に「なりうる場」についての意味や効果について実践例や現状を調査し、明らかにする。次に、「ユースセンター」に来ている中高生に第3の居場所であろう「ユースセンター」が第3の居場所に求める条件をどれくらい満たしているか半構造化インタビューを通して明らかにする。よって「ユースセンター」が中高生の居場所に求める条件をどれくらい満たした場であることが分かり、そこで個別のニーズが充足され、中高生の変容を把握することで、「ユースセンター」の有用性を検証する。

【注】

- 1) 執行治平・杉山昂平『ユースワーカーの専門的实践としての「働きかけに応じない自由の確保」—新たな活動に向けた促しに着目して—「青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要/国立青少年教育振興機構青少年研究センター 編(11)、2023年 pp.34-45
- 2) 東京都生涯学習審議会『東京都における今後の青少年教育振興の在り方について—ユニバーサル・アプローチの視点から—建議』2021年9月。
- 3) 青山鉄平(2017)『青少年教育研究におけるユースワーク論の位置—集団と指導者・支援者に関する議論に注目して—』「人間科学研究」文教大学人間科学部 第39号、2017年、pp.35-50
- 4) 野村泰介『18歳成人時代におけるユニバーサル・アプローチの視点によるノンフォーマル教育の有用性に関する実証的研究』2022年1月提出岡山大学大学院教育学研究科修士論文

[第 1-4 分科会]

「子どもアドボカシー」の必要性 —独立アドボケイトの経験に着目して—

河南真衣（大阪大学大学院）

本研究の目的は、子どもの意見表明権のエンパワメント活動を行う意見表明支援事業の一翼を担う「独立アドボケイト」の生きた経験を分析し、なぜ今の日本の状況で独立アドボカシーが必要であるのかということをはっきりとすることだ。2023 年度、子どもの権利を根底に置いた子ども基本法が制定された。この動きにより、すべての子どもの権利をエンパワメントするための活動機関が重視されつつある。本研究は、それらの活動機関の一つである意見表明支援事業を取り上げ、それを実践する、意見表明支援員の現場での実践に着目する。なお、意見表明支援員は、実践の上では、子どもアドボカシーの一環である独立アドボカシーと呼ばれる傾向があり、本研究もそれに乗っ取り、議論を展開したい。

独立アドボカシーは「独立した第三者の市民が行っていく活動」(堀, 2020)を意味し、現状日本では、児童養護施設・障害児施設・障害者施設を中心に様々な場で活動が行われている。独立アドボカシー研究では、栄留ら(2022)が行ったアクションリサーチが、現場実践の可視化を行った先行研究として挙げられるだろう。それらのアクションリサーチでは、施設職員、子ども、アドボケイトという双方向からのインタビュー調査や、アドボケイトのエピソード記述を用いた経験の可視化などが行われてきた。しかし、そこでは、①今の日本社会における独立アドボカシーの必要性と、②現場に立つ「独立アドボケイト」が具体的に何を経験しているのかが明らかにされていない。

そこで、本研究では、現象学的な質的研究の方法(村上, 2021)を用い、「独立アドボケイト」3名へのインタビュー調査とそこで得られた語りを分析する。現象学的質的研究は、語り手の「経験の動きのなかにカメラとして入り込んで、かれらがどのように世界のなかで動いているのかを、内側からその背景の構造を含めて描き出すことをめざす」(村上, 2021)。この手法により、アドボケイトの経験を内側から記述し、理論の枠組みとしての独立アドボカシーではなく、現場の中で生じるダイナミズムとしての「独立アドボカシー」を描き出したい。

これからの日本社会には、アドボケイトという存在を必要としなくても、子どもが自主的に声を挙げられる社会を目指すことが大切であり、そのためにはまず、子どもの意見表明権に特化した取り組みを行う「独立アドボケイト」の実践を明らかにし、現状を可視化させることが重要である。この点において、本研究は、社会的意義があると考えられる。

参考文献

- 堀正嗣(2020)『子どもアドボケイト養成講座——子どもの声を聴き権利を守る ために』明石書店
栄留里美・鳥海直美・堀正嗣・吉池毅志(2022)『施設訪問アドボカシーの理論と実践—児童養護施設・障害児施設・障害者施設におけるアクションリサーチ—』明石書店
村上靖彦(2021)『子どもたちがつくる町—大阪・西成の子育て支援—』世界思想社

[第 1-5 分科会]

主権国家の枠組みから国際社会を捉えさせる小学生社会科単元開発研究
— 海洋ゴミ問題に対するシミュレーション活動を通して —

筒井佑（岡山大学大学院）

本研究は、児童が国際問題について各国の立場に立って議論するシミュレーション活動を通して、主権国家の枠組みから国際問題を捉えさせることで、連携協力の重要性とともに現実的な課題について実感を伴って考えさせる小学校社会科の単元開発を行うものである。このような単元開発を通して、小学校社会科における国際社会の学習の新たな方法原理を提案したい。

国際問題を探究する単元として第 6 学年「グローバル化する世界と日本の役割」がある。学習指導要領に基づくと、様々な国際問題に対する国際連合や日本の果たす役割、国際的な連携の必要性について考える学習が展開される。一般的な実践事例においても、地球規模の課題への取り組みに焦点を当て、国際的な連携協力に着目しながら国際連合が果たす機能や、日本が果たすべき役割が中心的な議論となっている。このような学習の意義として、児童が国際的な視点を持って国際協力の大切さを理解し、将来の国際的な貢献への意欲を育むことができる点が考えられる。しかし現実の国際問題は、国際的な連携を必要としながらも、自己利益を重視する各主権国家の意思とのバランスに基づいて取り組まれるため、充実した国際協力がなされていない問題が多くある。このことから、具体的な国際問題を主権国家の枠組みと結びつけ、国際協力の重要性とともに現実的な難しさにも触れながら、これからの連携協力のあり方について探究していく学びが重要となる。

とはいえ主権国家の概念理解は児童にとって易しくないと考えられる。そこで主権国家の枠組みを児童のシミュレーション活動によって体験的に理解することを目指す。教材として取り上げる国際問題は海洋ゴミ問題を取り上げる。海洋ゴミ問題は、国境を超えて影響を及ぼす地球規模の問題であるため各国の連携・協力に基づいた取り組みが求められる。その一方で、海洋ゴミ問題は各国の経済的利益と深く関わっていることから各国の連携による取り組みが十分になされていない現状がある。このような問題について、児童が異なる利益や価値観を持つ各国の立場に立って、海洋ゴミのルールについて合意形成を目指す活動を通して、主権国家から構成される国際社会の特質とともに現実的な国際協力の課題について実感を伴って理解する学びとしながら、これからの日本の役割や協力のあり方についてより深く考えることができる学習としたい。

本研究の方法として、まず小学校社会科の学習指導要領や教科書、先行の単元開発研究等を主権国家の枠組みと国際問題との関連の視点から分析し、小学校における国際単元の課題を明らかにする。そして課題に基づいて、主権国家の概念の理解を通して、児童が国際問題について深く探究する国際学習の授業構成原理を明らかにする。そして授業構成原理に基づいた具体的な単元を開発、実践し、その効果を検証する。

持続可能な水産業の実現を目指す小学校社会科学習

— 第 5 学年の単元開発を通して —

柚山由紀野（愛媛大学学生）

本研究は、持続可能な水産業について探究する子どもの育成を目指す小学校社会科学習の在り方を、小学校第 5 学年で行われる水産業の単元開発を通して明らかにすることを旨とするものである。水産業を取り上げた意図としては、限りある水産資源を管理する仕組みを考えさせることによって、課題解決能力の育成が図られると考えるためである。

我が国における産業学習・水産業学習に着目した研究は、様々なアプローチからその成果が報告されている。例えば、木村博一（2002）は、産業学習において生産者の工夫や努力を捉えさせるための事例として、生産者が困難に対峙し自己実現を図っている取組を取り上げ、「工夫や努力」の意味・意義を考察させる産業学習の在り方を明らかにしている¹⁾。大嶋和彦（2017）は、生産者の工夫や努力の意味・意義を考察させる中で、水産業の発展に繋がる良さを吟味させる水産業学習の在り方を明らかにしている²⁾。神野幸隆（2018）は、生産者の工夫や努力の意味・意義を考察させるだけでなく、消費者としての関わり方まで子どもに考えさせる水産業学習の授業構成を明らかにしている³⁾。

これらの研究は、生産者の工夫や努力の意味や意義を考察させることを通して、これからの産業の在り方について考えることができる子どもを育成している点で、示唆に富む。一方、課題として二点挙げられる。一点目は、具体的事例を取り上げる際に意味・意義を考察させることに留まり、事例の中で生じている課題を取り上げていない点である。課題解決能力の育成のためには、意義・意味の考察だけでなく、課題を提示しその解決方法を考えさせることが必要となる。二点目は、消費者としての多様な関わり方への理解が促されていない点である。現在、消費者庁では消費者教育の推進にあたって、消費者が事業者とも連携・協働して積極的に参画することを奨励している⁴⁾。しかし、授業の中では消費者としての関わり方のモデルは購入という手段しか示されておらず、多様な関わり方への理解が促されていない。これらの課題を踏まえると、具体的事例を取り上げる際には意義・意味に加えて課題も取り上げ、子どもが消費者として多様な方法を理解し持続可能な水産業の在り方を探究する学習を推進していくことが重要であると考えられる。

以上のことから、本研究では従来の研究成果を踏まえつつ、具体的事例として取り上げる事象の性質や消費者としての関わり方に着目して、小学校第 5 学年で行われる水産業の単元開発を行う。次の①～④の方法に基づいて論を展開する。①産業学習や水産業学習を取り扱った先行研究を検討し、特質と課題について具体的に説明する。②先行研究の考察結果を踏まえて、本研究の水産業学習の授業構成について説明する。③単元開発を行う。④本研究の成果と課題を示す。当日は①、②を中心に発表する。

【註】

- 1) 木村博一（2002）「小学校社会科の学力像と産業学習の変革」全国社会科教育学会『社会科研究』第 57 号,pp11-20.

- 2) 大嶋和彦 (2017) 「小学校第五学年内容 (2) 全 8 時間 日本の水産業の未来を考えよう」『見方・考え方 [社会科編] 「見方・考え方」を働かせる真の授業の姿とは?』澤井陽介,加藤寿郎編,株式会社東洋館出版社,pp66-73.
- 3) 神野幸隆 (2018) 「持続可能な水産業の在り方や消費者としての関わり方を考える社会科授業構成-ESD の「統合的・協働的な解決アプローチ」に着目して-」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.135,2018.12,pp1-13.
- 4) 『消費者教育の推進に関する基本的な方針 消費者庁』平成 25 年 6 月 28 日閣議決定 (令和 5 年 3 月 28 日変更)

[第 1-5 分科会]

音楽を通じた市民性教育における自主的思想形成に関する研究 —音楽を取り上げた単元開発の可能性の検討を取り上げて—

角南葵乃助（岡山大学大学院）

I. 問題の所在：社会科学に基づく市民性教育の課題

問題の所在として、社会科授業は社会科学に基づいて開発されることが一般的である。社会科学を通して、社会の仕組みや人々の行動について学んできた。このような理論の代表例として、森分孝治⁽¹⁾を挙げる。森分は、市民的資質の構造を社会認識体制、感情、意志力の3つの要素から説明し、感情や意志力を授業外で獲得すべきと論じている。しかし、地域や家庭の教育力の低下が叫ばれる現在、社会科の次なる形成・成長対象は感情である。感情の育成において、社会科学では不十分であると考えられる。そこで、教材として音楽を取り入れることで、共感的理解を促すと共に、児童の自主的な思想形成を試みることができる。

II. 文化や人文学に注目した市民性教育研究

文化や人文学に注目した先行研究として、桑原敏典⁽²⁾・田中伸⁽³⁾が挙げられる。桑原は、三つの都市の市民性を批判的にみて、生徒自身の認識を反省・吟味することで、子どもの自主的な思想形成を試みた単元構成を分析した。田中は、日本の小学校社会科における文化学習を分析・批判し、能動的かつ文化の背景にある概念の応用を伴う文化認識学習の単元構成を目指した。以上の先行研究の成果も踏まえつつ、音楽を取り上げることで、児童の自主的な思想形成を目指した単元開発を試みる。

III. 音楽を取り上げた市民性教育の授業構成

音楽を取り上げた市民性教育の授業構成として、以下の三点を挙げる。一つ目は、楽曲を通して時代背景や社会の仕組みを捉えさせることである。二つ目は、楽曲を通して作者の生き方や価値観を捉えさせることである。三つ目は、楽曲を通して当時の人々の思想や価値観を捉えさせることである。

【注】

- (1)森分孝治(2001)「市民的資質育成における社会科教育—合理的意思決定—」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第13号,pp43-50
- (2)桑原敏典(1998)「社会科における人文科学的内容の位置づけ—ホルト社会科第12学年『三つの都市の人間性』を手掛かりにして—」全国社会科教育学会『社会科研究』第49号,pp.11-20
- (3)田中伸(2008)「小学校社会科文化学習の改善—知識を受容する学習から意味を解釈する学習へ—」兵庫教育大学『兵庫教育大学研究紀要』第33号,pp.173-183

[第 1-6 分科会]

オーストラリアの多文化共生を目指した教育の実態と特質

永田なつき（岡山大学大学院）

本研究では、多文化共生を目指したシティズンシップ教育カリキュラムの構成原理を明らかにするために、オーストラリアのナショナルカリキュラムによって構成された授業の実態とその特質を明らかにするものである。近年、日本においても多文化共生を目指した教育が見られるようになったが、その多くは共生社会の構築を目指した異文化理解まで到達しておらず、「異文化交流」に留まっている¹⁾。本研究では、オーストラリアで実際に行われている教育の実態から特質を分析し、多文化共生を目指した教育の方法について示唆を得ることとした。

同国のナショナルカリキュラムは、「メルボルン宣言」にて掲げられた、21世紀のグローバル社会を生き抜く上で必要不可欠な知識・スキル等を持ち合わせている人材を育成すると想定されている。具体的には、全ての学習領域において涵養されるべきだと言われている 7 つの汎用的能力、リテラシー (literacy)、ニューメラシー (numeracy)、ICT 技能 (ICT competence)、批判的・創造的思考力 (critical and creative thinking)、倫理的行動 (ethical behaviour)、異文化理解 (intercultural understanding)、個人的・社会的能力 (personal and social competence) はもちろんだが、応用力や創造性・革新性、他者やチームと協働する力、自らの可能性を開花させるための積極的な姿勢に加え、グローバル・ローカルな市民としての責任に対する自覚等が含まれるとされており、①オーストラリアの学校が公平性と卓越性を促進すること②オーストラリアの若者が、成功した学習者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で教養のある市民となること、の二つの教育目標が掲げられている。カリキュラムは 6 歳から 15 歳まで、1 年生から 10 年生までの義務教育にあたる学年に向けたものである。カリキュラムの特徴は各学習領域の学習を先住民やアジアとの関わり、持続可能性の観点などの領域横断的な優先事項が内容や視点を提供する役割を担い、汎用的能力が教科に基づいた学習領域」の学習の支えとなるとともに、それらの学習を通して涵養される。このように、各学習領域 (discipline-based learning areas) の教授・学習と、汎用的能力 (general capabilities) の育成、及び領域横断的な優先事項 (cross-curriculum priorities) の扱いとが同程度に重要されていることである²⁾。しかし、実際のオーストラリアの授業においてどの程度実現できているのかについては明らかになっていない。そこで本研究では、Wesley College St Kilda Road Campus にて観察した授業を元に、シティズンシップ教育の視点から捉え、多文化共生を目指すオーストラリアの教育の実態を明らかにする。

【注】

- 1) 青木麻衣子『オーストラリアの教育改革 21 世紀型教育立国への挑戦』学文社, 2011 年。
- 2) Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (ACARA)

[第 1-6 分科会]

公民科における「差別」と「平等」を取り上げた授業の開発 —平等権をテーマとした多文化教育プログラムの開発を通して—

清川美空（岡山大学大学院）

1.はじめに

本研究では、高等学校公民科における平等権の学習において、差別問題や「平等」概念を取り上げた多文化教育プログラムを提案しようとするものである。具体的には、社会における抑圧構造や不平等を乗り越え、社会正義をどのように実現していくかを考え、社会正義の視点から多文化共生社会を実現していく資質・能力を育んでいく教育プログラムを提案する。

2.本研究の背景

高等学校公民科における日本国憲法の平等権を扱う単元は、学習指導要領では社会における差別と差別撤廃の努力について具体的な事例を用いて学習することが望ましいとされている。では、公民科の授業において差別をどのように扱うことが可能だろうか。差別を取り上げた教育実践の先行研究については次の通りである。まず、阿久澤麻里子（2006）は人権教育の文脈でマイノリティの差別問題を扱うことに対する課題を挙げている。阿久澤（2006：160）は「日本の人権教育・啓発は、権利そのものを教えるより、「差別しない」態度や「思いやり」「やさしさ」を強調する傾向が強い。」と指摘している。すなわち、マイノリティに対する差別が「心」の問題とされ、阿久澤も指摘しているが、「法や社会制度を通じて人権問題を解決する」という視点が抜け落ちていることが分かる。また、スリーターとグラント（2009）は、多文化教育の原理として、社会的公正や社会正義の視点から抑圧や差別に焦点を当てた「多文化・社会正義のための教育」が提案している。そのうえで、森茂岳雄は（2019：77）は「マジョリティ自身のもつ権力性を問い直し、それを脱構築するような実践」の重要性を主張する。マジョリティの持つ特権や権力性に着目した単元は、中澤純一（2019）によって中学校の総合的な学習の時間において提案されている。中澤の開発した単元は、マジョリティの権力性や特権を認識することは、マジョリティがマイノリティに対する抑圧に気づき、社会正義の実現に向けた意識や行動の変容という点で意義がある。一方で、マジョリティ側に自身の特権を認識させることに重きを置くあまり、マジョリティの特権を廃してマイノリティに対する差別を是正したうえでの対立構造を見過ごすことに繋がる可能性もある。

3.本研究の方向性

以上のように、差別を取り上げる際には、差別を是正する上で制定された方や社会制度を取り上げ、そしてマイノリティの視点から問題を取り上げるだけでなくマジョリティの権力性や特権を取り上げる必要がある。また、マジョリティの特権性については、マイノリティに対する「アフターマティブ・アクション（積極的差別是正措置）」が、米最高裁で違憲判決が出されたように、多様性の尊重を目指

した多文化主義的な政策と言える一方で是正措置の対象となっていない集団からは「逆差別」と捉えられることもある。ここから、差別是正のための制度や措置について取り上げる際には、それをめぐる対立構造についても多面的・多角的に取り上げていく必要がある。

4. 今後の研究計画

今後は、アメリカにおける多文化教育の研究や実践及び高等学校公民科における差別や平等を取り上げた研究・教育実践を収集し、その特質や原理を明らかにする。その上で、差別や平等・社会正義をテーマとした高等学校公民科における平等権の単元を開発する。また、開発した単元を実践した後に、その効果を検証する。

【参考文献】

- 阿久澤麻里子（2006）『フィリピンの人権教育：ポスト冷戦期における国家・市民社会・国際人権レジームの役割と関係性の変化を軸として』解放出版社。
- 中澤純一（2019）「総合的な学習の時間における『多文化共生』に焦点をあてた単元開発と実践 ——マジョリティの意識改革を視座として——」、日本 グローバル教育学会『グローバル教育』第21号、64-75頁。
- 森茂岳雄・川崎誠司・桐谷正信他編（2019）『社会科における多文化教育——多様性・社会正義・公正を学ぶ』明石書店。
- 文部科学省（2018）「【公民編】高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」。
- Sleeter, C.E. and Grant, C.A. (2009) Making choices for multicultural education (6th ed). Hoboken, NJ: John Wiley & Sons.

外国人散在地域における多文化教育
—地域性に着目する意義の考察—

新田康平（大阪大学大学院）

本発表は、多文化共生社会の実現を目指す多文化教育が、在住外国人数の少ない外国人散在地域において実践される意義と、そのように地域性に着目する意義を考察することを目的とする。

少子高齢化が進行する昨今の日本社会において、それによる労働力不足を補う外国人労働者数が増え続けており、在留外国人は 2022 年末に初めて 300 万人を超えた（出入国在留管理庁 2023）。そのような社会状況もあり、文化的・言語的に多様な背景をもつ「外国につながる子ども」もその数と多様性を増している。また外国につながる子どもは、日本語教育、母語・母文化の継承、居場所の確保など、支援ニーズも多様だ。

そのようななか、政府による定住外国人支援は積極的とはいえず、子どもの日本語教育の充実など、一部の施策を除いては地方自治体に対応を委ねているのが現状である。当の地方自治体に目を向けると、そこには地域間の格差が見られる。出身地域などによって外国人が固まって暮らす外国人集住地域においては、地域社会の急激な変化や、それによる異文化間の衝突を契機として、多文化共生が地域政策の課題として認識されやすい。他方、外国人住民が比較的少ない、あるいは分散して居住する外国人散在地域では、外国人住民への支援不足が指摘されている（田中 2016）。支援の拡充が急務であることは論をまたないが、それで十分といえるだろうか。外国人の少ない地域においてマジョリティも含めた多文化共生は優先度の低い課題と言い切れるだろうか。

本発表はこのような背景・問題意識に基づき、まず外国人散在地域における多文化共生の推進、とりわけ多文化教育の普及の必要性を考える。多文化教育がその目的として掲げるものは、全ての子どもの社会的・文化的平等の保障と、多文化社会で生きる力の育成である（松尾 2013）。「多文化社会で生きる力」に関して、松尾（2019）は米国の「白人性（whiteness）」研究の考え方を取り入れ、「日本人性（Japaneseness）」への気づきを重視する。在留外国人の増加傾向とはいえ、日本人が日本社会における圧倒的なマジョリティであることには変わりがない。そうしたなかで日本人の文化的規範や慣習が特権性を帯びていると自覚することは難しい。また法律の改廃など、在留外国人に関する国の政策決定において、散在地域の日本人も当然その一角を担うが、彼らはどれだけそれを自分に関わる問題として認識するだろうか。これらの観点から、地域で暮らす外国人の多寡にかかわらず、マジョリティも巻き込んで多文化教育を推進する必要性を取り上げる。

しかし、マジョリティも巻き込んだ多文化教育は外国人の集住／散在を問わず必要なことであり、散在地域だけに焦点を当てる理由にはならない。ではあえて散在地域に着目する意義はあるのだろうか。これが本発表における二つ目の論点である。自治体や学校に多文化教育の必要性が認められても、すぐに実践に運べるわけではない。より具体的に何を指すのかといった議論やカリキュラムデザインを経てはじめて実践に移される。そのような段階において、先行する他地域の方策から学ばれることが多く

あるだろう。しかし、多文化教育の実践例が豊富な集住地域の実践を、散在地域にそのまま移植することは難しい。なぜなら、多文化共生がどの程度自分の生活に関わるかについての認識は、居住地域における外国人の存在感に大きく影響を受けると考えられ、またその認識によって多文化教育にさけるリソースの限度が決まるからである。したがって、このような地域での多文化教育推進には、外国人が少ないという地域性を前提とした工夫が求められる。また同時に、外国人散在地域のなかにも看過できない多様性があると考えられるため、注目すべき相違点を検討したい。

引用文献

- 出入国在留管理庁（2023）報道発表資料「令和4年末現在における在留外国人数について」、
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html（2023年5月9日最終閲覧）
- 田中宝紀（2016）「外国人散在地域に暮らす子どもの孤独：言語難民状態、解決への糸口とは？」、
<https://news.yahoo.co.jp/byline/tanakaiki/20160528-00058178>（2023年8月30日最終閲覧）
- 松尾知明（2013）『多文化教育がわかる事典—ありのままに生きられる社会をめざして』、明石書店
- 松尾智明（2019）「多文化教育で育成がめざされる資質・能力」、森茂岳雄他編『社会科における多文化教育—多様性・社会正義・公正を学ぶ』、明石書店、pp.32-43

Z 世代の政治関心を高めるには
—同世代の私が提案する新たな政治教育—

坂田 栞（東京大学教育学部附属中等教育学校生徒）

本研究は、Z 世代の政治関心を高めるために高等教育において政治教育の在り方を問い直すことで課題解決に前進することを目的としている。

選挙が近づくたびにテレビなどのメディアで報道される「若者の投票率の低さと政治関心の低さ」。これらの問題はなぜいつまでたっても解決に至らないのか。そして、筆者は政治に関心があったため、同世代の目線から新鮮なアイデアが提案できるのではないかと考えたため、先述した社会問題を解決したいと考えるようになった。

選挙権が 18 歳に引き下げられたことを大きな理由に、この問題解決の最も早い解決方法は教育にあると考えている。私は高等教育における政治教育にアクティブラーニング、政治家とのディスカッションを盛り込むことで若者の政治に対するイメージが変わると思っている。

アクティブラーニングとは、グループディスカッションやゲーム形式の授業のことであり、能動的な授業を指す。私はこのアクティブラーニングを利用して「模擬選挙」を行うべきだと考える。模擬選挙の流れとして、実際に班などで政党を組み、政策を話し合い演説まで行って選挙に挑むという流れが理想だ。

実際に政党を組むところから行うことで政治の仕組みがより深く学べ、将来自分が選挙に行った時のイメージが湧きやすくなるのではないだろうか。

政治家とのディスカッションについて、筆者は、学生と若い世代の政治家、年配世代の政治家の 3 つの立場の意見が赤裸々に交換できる場を教育の一環として行うことを理想とする。今の Z 世代が政治家に対して持っているイメージの多くは、政治家＝遠い存在に思える、堅いというものが挙げられる。正直筆者自身もそのようなイメージを抱いていた。しかし、多様な世代の政治家から話を伺った際にそういった印象が覆されたことが多々あった。この経験より、実際に学生と政治家が交わる場を作ることで学生の抱えている負のイメージを一新することができ、より興味を持ってもらえるのではないだろうか。

このように本研究は、Z 世代の政治関心を高めるための解決策として、同世代の筆者だからこそできる新たな教育方法の提案をすることで画期的な教育方法が確立できる。最終的にはアクティブラーニングと政治家とのディスカッションを盛り込んだ教科書を作成すること、そして実際に政治家と学生の交わる場を授業内で行う予定である。

[第 1-7 分科会]

グローバル・シティズンシップの育成をめざしたサービスラーニング・カリキュラムの研究
—大学の例を通して—

劉 馨羽（岡山大学大学院）

本発表では、まず、サービスラーニング・カリキュラムに取り込んでいる大学を取り上げ、目標から開発の側面に焦点にし、各カリキュラムの特徴を明らかにする。さらに、グローバル・シティズンシップを育成する場合に、サービスラーニングが果たしうる役割の可能性を明確する。最後に、大学におけるサービスラーニングに関わり、今後サービスラーニング・カリキュラム開発の諸要因と可能性を議論してみたい。

GCED の目標は、グローバルな考え方を身につけることである。他人の世界観を鑑賞し、異文化の人々にオープンな態度で効果的な交流を行い、持続可能な社会のために行動することができる学生を育てる。国内にとどまらず、教育者は学生がグローバルな問題を理解・議論できるかどうかをより重視する。しかし、迫（2016）は、「グローバルな問題を、ローカルな学校の教室内で扱うことについて、あるいはローカルな問題をグローバルな視点で扱うことについて、はたして生徒が切実感をもって授業に臨めるのが簡単ではない」という現状を述べている。そのような距離感を低減し、習得した知識を実践に応用できるようにするために、サービスラーニングは有効な教育手段であると認められている。

宮崎（2022）によれば、米国で 1990 年代にサービスラーニングが普及された。教室で学ばれた知識・技能を社会活動に生かすことを通して、市民的責任感や社会的役割を感じる一つの教育方法である。Aboagye ら（2021）は、「学習者にグローバルな社会における自分の位置付けを認識できるような可能性を提供する」というグローバルな役割を指摘している。市民的な資質、さらにグローバルな資質を育てるために、多くの大学はサービスラーニング・カリキュラムを開発している。

本発表では、日本とカナダにおける最初にサービスラーニング・カリキュラムを開発・推進した国際基督教大学（ICU）とセント・フランシス・ザビエル大学（StFX）を取り上げ、カリキュラムがどのように展開されたのかやカリキュラムの特徴を明らかにしていきたい。

参考文献

- 1, 迫真也、小原友行、草原和博（2016）「グローバルシティズンシップを育む社会科授業の開発—ロールプレイングの活用によって価値判断する地方自治の学習を通じて—」『中学校教育：研究紀要』第 47 巻、pp.15-21。
- 2, 宮崎幸江（2022）「サービスラーニングによる地域貢献—正課カリキュラム化までの経緯と課題—」『Sophia University Junior College Division Faculty Journal』第 43 号、pp.69-90。
- 3, Eva Aboagye, S. Nombuso Dlamini(2021)[Global Citizenship Education: challenges and successes] 『Library and Archives Canada』

[第 1-7 分科会]

アメリカ・マサチューセッツ州における市民性教育改革と市民性育成の方略 —進学とキャリアの準備状態へのシヴィック・レディネス追加に着目して—

松原信喜（広島大学大学院）

1. 研究の目的

本発表の目的は、マサチューセッツ州における「進学とキャリアの準備状態(College and Career Readiness、以下、CCR)」への「シヴィック・レディネス(Civic Readiness)」追加に着目して市民性教育改革の分析を行い、①CCR への「シヴィック・レディネス」追加の要因、②児童生徒の「シヴィック・レディネス」を涵養するための同州における市民性教育の方略を明らかにすることである。

アメリカ合衆国では、2002 年の「落ちこぼしのない教育法(No Child Left Behind Act)」制定により、特に「読解」と「数学」におけるアカウントビリティが求められた。すなわち、州の策定したテストや適正年度進捗度の指標を用いて改善を必要とする学区および学校を特定し、「要改善」の状態が 2 年以上継続した場合、学校改善に向けた是正措置が求められたのである。この影響から、各学区・学校はテストスコアの向上に腐心するようになり(Ravitch 2010)、市民性教育の機会が奪われることにもなった(古田 2021)。しかしマサチューセッツ州は、第 185 会期(2007-2008 年度)法令集第 182 章第 106 条の制定によって「特別委員会」を設置し、同委員会の提言を起点に、CCR へシヴィック・レディネスを追加した。CCR は初等中等教育を通じて身につけるべき知識やスキルを定義するものである。そのため、CCR へのシヴィック・レディネス追加は、初等中等教育を通じて、市民として必要な知識およびスキルを育成しようとする州の公的な指針として捉えられる。よって本事例は、連邦によるアカウントビリティ政策の下、同州が市民性教育をどのようなものとして位置付けようとしたのかを明らかにするうえで注目すべき対象である。

2. 研究方法

本発表では以下の研究方法をとる。第 1 に、マサチューセッツ州の市民性教育改革において、CCR にシヴィック・レディネスが追加されるまでの改革プロセスの分析を行い、シヴィック・レディネス追加の要因を考察する。その際、初等中等教育と高等教育との連携・協働に着目して分析を行うこととする。分析対象は、①Special Commission on Civic Engagement and Learning(2012) Renewing the Social Compact、②Study Group on Civic Learning and Engagement for the Massachusetts Board of Higher Education(2014) Preparing Citizens Report on Civic Learning and Engagement、③Committee of Academic Affairs(2014)Policy of Civic Learning—BOARD OF HIGHER EDUCATION REQUEST FOR COMMITTEE AND BOARD ACTION No.: AAC 14-48、④Working Group on Civic Learning and Engagement for the Massachusetts Board of Elementary and Secondary Education(2015) Preparing Citizens Report on Civic Learning and Engagement, Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education、⑤Office of College, Career and Technical

Education(2016)Massachusetts Definition of College and Career Readiness and Civic Preparation とする。

第2に、シヴィック・レディネス追加後も含めた同州における市民性教育改革の分析を通じて、児童生徒のシヴィック・レディネスを涵養するための方略を明らかにする。分析を行う際、州のシヴィック・レディネスにおいて「市民としての参加スキル」の項目に、「市民としての変革(civic change)のための戦略的な計画の立て方を知っている」旨が示されたことに注目し、「変革」志向の市民性育成のための方略に焦点を当てる。分析対象は、①Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education(2017) Civic Learning and Engagement Strategic Plan、②Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education(2018) History and Social Science Framework Grades Pre-Kindergarten to 12—Massachusetts Curriculum Framework—2018、③2018年に制定された「市民的関与の促進・振興法(An Act to Promote and Civic Engagement)」、④同法に関連する一次資料とする。

3.研究結果

現時点での考察は以下の通りである。第1に、州高等教育委員会が2012年からパブリックアジェンダの主要なアウトカムとして「市民としての準備(Civic Preparation)」を採用していたため、高等教育の側から「進学の状態」としての市民的知識、スキルの必要が説かれた。この要請に応えるかたちで、初等中等教育側も全米社会科協議会が発行した『C3フレームワーク(College, Career, and Civic Life Framework)』を参照しつつCCRと市民性を結び付け、CCRへのシヴィック・レディネス追加に同意した。第2に、「変革」志向の市民性育成の方略として、マサチューセッツ州は、①『歴史と社会科学のカリキュラムフレームワーク』を改訂して、知識の教授に加えて経験的な学習によっても「変革」の方法を児童生徒に教えようとし、②市民的関与の促進・振興法制定によって、コミュニティの「変革」を志向するプロジェクト型学習(生徒主体の非党派的シヴィックス・プロジェクト)の実施を義務付けることで、「変革」を実践する機会を提供している。詳細は当日発表したい。

主要参考文献

- ・Ravitch, D.(2010)The Death and Life of the Great American School System: How Testing and Choice Are Undermining Education, New York, NY: Basic Books.
- ・古田雄一(2021)『現代アメリカ貧困地域の市民性教育改革—教室・学校・地域の連関の創造—』東信堂。

Vietnamese migrant children in group conflict and its mediators
—Through the research on school engagement of 1.5 generation Vietnamese children
inside Japanese public school setting—

Dao Ngoc My Linh (Osaka University)

More and more Vietnamese families have chosen to migrate to Japan in the last decade in order to find work opportunities, along with the waves of migration and open-door policies for foreign workers in Japan. Additionally, as a result, an increasing number of Vietnamese children are moving to Japan. Children who migrate after 3 and before turning 18 are referred to as 1.5 generation children. At school, these children are usually stated to struggle to adapt to the school culture in addition to abrupt changes in language, social norms, or lifestyle habits as they lack cultural capital. Despite studies on immigrant children in Japanese public school settings, little is known about the educational experiences of 1.5 generation Vietnamese children in those schools, especially about how these children connect to their Japanese schools. Due to that, this study is conducted to close the gap in the knowledge of 1.5 generation Vietnamese children's school experiences in Japanese public schools.

In order to better understand this population and how they connect to their school, this study seeks to learn about the school engagement of this population. Within the scope of this research, tokkatsu (tokubetsu katsudo), a feature of the Japanese public education system that consists of non-academic group activities, will be studied as part of this study's examination of school engagement. Adopting an exploratory case study as its methodology, the study conducted online interviews with fourteen 1.5 generation Vietnamese children living and studying at Japanese public schools in different areas of Japan, who had experience participating in tokkatsu activities. The study assumed that the experiences of the 1.5 generation Vietnamese children working in groups at school are positive in helping them engage with their Japanese public schools.

Through the results, some certain feelings of the participants when they had conflicts within the group were explored, which have a relation to both their emotional engagement and disengagement to the school. While some of the children who had conflicts with their teammates doing tokkatsu activities felt hesitant doing the activities, and not feeling closer to teachers and peers after doing the activities; some others expressed the feeling of being closer to teacher and peers after the participation of tokkatsu. After further investigation, the study found that the factors which can contribute to the change of feelings lie in the teachers' and peers' support and

positive relationships. Due to that, while the author discusses the use of non-academic group activities to assist 1.5 generation Vietnamese children in engaging in Japanese schools; the teachers' and peers' support and positive relationships are considered the main elements influencing the children's emotions in their group experience, especially when there is a conflict. This study provides insight into 1.5 generation Vietnamese students' life in Japanese public schools and identifies positive variables that could help this ethnic minority group better connect to Japanese public schools.

Keywords: school engagement, 1.5 generation Vietnamese children, special and extracurricular activities, engagement of children and youth

<日本語版要旨>

**学校での集団葛藤におけるベトナム移民の児童生徒とそれに影響を与える要因
—日本公立学校におけるベトナム人第 1.5 世代の児童生徒の学校参加に関する研究を通して—**

Dao Ngoc My Linh (大阪大学大学院)

近年の移住の波や外国人労働者に対する門戸開放政策に伴い、就労機会を求めて日本への移住を選択するベトナム人家族が増加している。さらに、その結果、日本に移住するベトナム人の子供の数も増えている。3歳以降18歳になるまでに移住する子どもたちは、1.5世代と呼ばれる。これらの子どもたちは、文化資本を持たないため、学校では、言語、社会常識、生活習慣の急激な変化に加え、学校文化に適応するのに苦労すると言われている。日本の公立学校における移民の子どもたちに関する研究はあるが、ベトナム人第1.5世代の児童生徒の教育経験、特に子どもたちが日本の学校とどのように関わっているかについてはほとんど明らかになっていない。そのため、本研究は、日本の公立学校におけるベトナム人の1.5世代の児童生徒の学校経験に関する知識のギャップを埋めるために行われている。

このような子どもたちをよりよく理解し、彼らが学校とどのように関わっているのかを知るために、本研究では、このような子どもたちの学校参加(スクール・エンゲージメント)について学ぼうとする。本研究の範囲では、日本の公教育制度の特徴である、非学業的なグループ活動である「特活(特別活動)」を、学校参加枠組みの一環として研究する。方法論として探索的ケーススタディを採用し、日本各地の公立学校に通うベトナム人1.5世の児童生徒14名からオンライン・インタビューを実施した。本研究では、ベトナム人第1.5世の児童生徒が学校でグループ活動の経験は、日本の公立学校との関わりにおいて積極的であると想定した。

その結果、グループ内で葛藤があったときの参加者のある感情が、学校参加と離脱の両方に関連して

いることが明らかになった。チームメイトとの葛藤があった児童生徒の中には、活動をすることにためらいを感じたり、活動後に先生や同級生との距離が縮まらなかったりする子供たちがいる一方で、活動後に先生や同級生との距離が縮まったと感じる子供たちもいた。さらに、調査を進めた結果、感情の変化に寄与する要因は、教師や同級生のサポートや良好な人間関係にあることがわかった。そのため、筆者は、ベトナム人第 1.5 世代の児童生徒の日本の学校参加を支援するための非学業的なグループ活動の利用について論じている。教師・同級生の支援と積極的な関係は、グループ体験の際に、特に葛藤がある場合、そのような児童生徒の感情に影響を与える主要な要素であると考えられる。本研究は、日本の公立学校におけるベトナム人第 1.5 世代の児童生徒のグループ体験についての洞察を提供し、この少数民族グループが日本の公立学校によりよくなじむためのプラス要因を明らかにするものである。

キーワード：学校参加、ベトナム人第 1.5 世代の児童生徒、特別活動・課外活動、子ども・若者の参加

[第 2-1 分科会]

中学校夜間学級における外国にルーツをもつ生徒に向けた社会科教育の実践

— 公民的資質をどう育てるか? —

宗形香名（墨田区立文花中学校）

問題意識

中学校夜間学級とは、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学ぶ場である。「令和4年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)」では、夜間学級の生徒の66%が日本国籍を有していないとされており、現状では日本語教育に力を得ざるを得ない学校が多いと考えられる。また同調査では、日本国籍を有していない生徒の入学理由の27.9%が「日本語が話せるようになるため」18.1%が「読み書きができるようになるため」と回答しており、実質の日本語学校として考え、入学してくる生徒も多いのが現状と考えられる。

しかし、夜間学級は公立中学校なので、日本語教育だけではなく、他の教科教育や社会科の授業も行われる。その中で、東京都夜間中学校研究会の社会科分科会の報告(宗形 2022)では、夜間中学校の社会科における課題として、①時数の少なさ、②文化の違い、③年度途中のクラス替え、④日本語の壁を挙げており、通常の中学校とは違う日本語や文化の課題があることがわかる。発表者も日本の文化の紹介や、社会科の用語を「やさしい日本語」で教える授業に留まるような授業もあった。

しかし、社会科の授業の目標は本来社会科の見方・考え方を身に付け、公民的資質を育成することにあるはずだ。公民的資質とは、日本に生活することでの資質ではなく、どこの国やコミュニティに属しても、多様な他者と協働し、よりよい社会を作り出す資質のことだと発表者は考えている。これは、生徒の母国やこれから住む国に関わらず共通して求められる資質である。

本発表では、外国ルーツをもつ生徒に対しても、日本語の学習と日本の理解を目的とした社会科教育だけではなく、その生徒自身の公民としての資質・能力を育成する社会科教育をするには、どのような授業を構成するのが効果的なのかを明らかにしたい。

実践内容

今発表では単発の実践ではなく、複数の実践を3段階に分け、それぞれの教育的な目的と成果を明らかにするとともに、3段階に分けて継続的に社会科の授業を行う効果について考察したい。

1 アイデンティティと母国理解

母国の地理や、住んでいた国についてそれぞれ理解を深める授業を行った。

2 「日本の理解」から考察する

日本の歴史や地理を学ぶだけではなく、その理解を他国での視点につなげる活動などに落とし込む授業を行った。

3 コミュニティの構成員として

選挙権を持たないから、日本の政治や地方自治体の政治に関わるできないという結論にするのではなく、選挙権の有無に関わらず、学校や地域のコミュニティの構成員として、何ができるかを考える授業を行った。

〈参考文献〉

- ・文部科学省 令和4年度夜間中学等に関する実態調査 p18,20
20230123-mxt_syoto02-100003094_1-1.pdf (mext.go.jp)(2023年8月20日最終閲覧日)
- ・宗形香名(2022) 「報告1 ICTを活用した社会科の授業の検討」『2022年度 第68回全国夜間中学校研究大会記録誌』 p103

社会的責任感の育成を目指したシティズンシップ教育プログラムの開発

— 「ウクライナ避難民の受け入れ」を題材として—

蔣 馨瑶（岡山大学大学院）

本研究では、Sheldon Berman の社会的責任感育成のための教育の介入理論の特徴をどのように捉えており、学習者にどのようなスキルを身につけさせるのか、また日本の学校教育に導入する意義を明らかにした上で、その教育的介入論を取り入れた教育プログラムを開発する。

日本財団(2019)の調査により、日本の若者が社会変革や建設に無力感が現れ、自国の将来に悲観的に考えていることが明らかになった。アメリカは日本より国や社会に対する意識が比較的に高い。アメリカでは社会的責任感 (Social Responsibility)が育成すべき最も重要な道徳的・政治的資質の一つとされ、その代表的な理論の一つが Sheldon Berman の社会的責任感育成のための教育の介入論である。社会は独立である複数の個体の集合ではなく、人間と人間の関係によって作られる集団である。S.Berman によれば、社会的責任感とは個人が社会的で政治的世界から影響を受ける道筋や、それに影響を与える道筋に気づいているということの意味し、さらには個人が他者と連結し相互に依存しているという連帯感の意味した。若者が社会参加に向けた主体的意欲や責任意識を高めるために、学校教育を通じて、若者たちの身の回りの世界に参加する情熱を促進し、社会的責任感を強めるスキルを教える必要がある。すなわち、社会的責任感とは個人が社会的課題と向き合い、自分が地域社会や国家や国際社会とつながっているという自覚である。社会を構成しているのは私たち一人ひとりの人間なので、その一人ひとりが意識や考えを変えて責任を持つ行動すれば社会をよりよくすることができる。そこで本研究は、S.Berman の社会的責任感育成の教育的な介入理論の特徴と構成を確認した上で、その教育的介入論を取り入れたプログラムを提案する。

グローバル化の進展に伴い、日本は現在、多様な背景を持つ人々が共に助け合って暮らせる地域社会の実現、異文化間の相互理解と共生が切実な課題となっている。21 世紀を生きる若者にとって、自国と他国の文化・歴史・社会を理解し、互いの生活・習慣・価値観などを尊重し、異なる文化の人々とともに生きていくことができる態度や能力を養う必要がある。ロシア軍の侵攻により、ウクライナから国外へと避難する人々ロシアがウクライナに侵攻した直後、日本政府は戦争から避難するウクライナ人を受け入れると発表した。日本が受け入れたウクライナ避難民は 2,300 人以上に上り、その中には 18 歳未満の子ども・若者が 2 割近くを占める。しかし、ウクライナ避難民の受け入れを通じて、避難民をはじめ、日本語を母語としない子どもたちに対する教育支援はいまだ整備の途中。開発したプログラムは、ウクライナから避難してきた人たちが日本での長期的な生活の見通しを立てるための支援はどうすべきなのかについて議論することを通して、対人間の衝突や集団間の衝突を上手く対処する、集団で問題を解決するなどといった社会的責任感を高めるスキルを身につけさせることで、自己と他者の人権を尊重し、自分と異文化を学び、自分が国際社会の一員として責任を持つ行動しようとする態度を養う。さらにウクライナ避難民に限らず、外国人にルーツを持つ人々と共に日本社会に暮らしてく上で、世界の

人々と共生・共存できる地球市民としての連帯感や態度を育むことを目指している。そして、参加者の学習効果を検証するために、プログラム実施前後のアンケートを実施し、ワークシートの記述の内容を評価する。さらに、参加者にインタビューを行い、自分の行動により社会を少し変えられるかもしれないと思うかどうかと問うことで、ワークシートには表れない変容を明らかにしようとしている。

[第2-2分科会]

地方における若者活躍社会の構築 —日本の若者会議の分析と下関若者会議の提案—

四ヶ所壮汰（株式会社山口フィナンシャルグループ）

本発表の目的は、地方に若者活躍社会を構築する上で若者会議が必要であると考え理由ならびに若者会議の有効性を日本の若者会議の分析を通じて示し、それを基に構想した下関若者会議を提示することにある。

第1に、若者活躍社会の定義、若者活躍社会を構築する必要性と若者活躍社会を構築するにおいて若者会議の役割について検討する。若者活躍社会が必要と考える理由は、①これからの日本または地域の担い手となる若者の意見も反映される環境をつくる必要がある、②地域の担い手の育成と継続性を担保するためである。若者活躍社会を構築することは今後の地域の存続や発展のために必要となってくると考えられる。加えて、若者活躍社会を構築するにあたって若者会議の役割は、若者に対する主権者教育の場としての役割と若者と地域の大人が相互に理解し合える場としての役割である。若者活躍社会の構築において若者の権利を認める環境と地域の大人との信頼関係は非常に重要であり、若者会議はこれらを構築するために必要な機関であると考えられる。

第2に、日本の若者会議の先駆的事例である新城市若者議会の設置経緯や仕組み・活動内容について分析し、考察を行う。まず穂積前市長の問題意識や新城市の若者が感じたヨーロッパ諸国の若者とのギャップなどの背景をまとめ、新城市若者議会が設置されるまでの経緯を説明し、新城市若者議会の仕組みと活動について考察を行う。新城市若者議会は若者がまちづくりに関与できる場を提供していることや社会で必要な能力を養う場として機能していることなどの点が優れている。また、新城市若者議会による若者委員の成長や地域への影響として地域の若者がまちづくりに関心をもつきっかけとして機能し始めているということがある。一方で、若者委員の年齢構成が偏っていることや提案された政策の評価の方法などに課題がある。

第3に、日本の若者会議の分類を行い、新城市若者議会を除く7つの若者会議について分析する。まず計8つの若者会議を「活動内容」と「予算検討権の有無」を基に「プロポーザル型若者会議」と「アクティブ型若者会議」に分類した。次に、各若者会議の仕組みと現状について分析し、それを基にプロポーザル型若者会議とアクティブ型若者会議のそれぞれの共通点や課題について考える。プロポーザル型若者会議は「地域の担い手育成」を重視し、まちづくりに興味を持つ若者を増やしているという現状がある。対して、アクティブ型若者会議は「若者のアイデアを実現する」ことを重視しており、若者が地域とコラボレーションしやすい環境を作っていることが特徴である。

最後に、日本の若者会議の分析を基に、筆者が地元である下関に適した若者会議の形を提示する。また、若者会議設置に関する課題や将来の理想についても言及する。本発表で分析した若者会議の優れた点や課題、地元下関市の現状を踏まえた上で構想した「下関若者会議」を提示する。

[第 2-2 分科会]

地域を変える主権者教育 —岡山県立新見高等学校の陳情活動を一例に—

岩淵 泰（岡山大学地域総合研究センター）

本発表は、岡山県立新見高等学校の生徒が、主権者教育を通じて新見市のまちづくりに参画している事例を紹介する。新見高校は、2017 年度から総合的な探究の時間に主権者教育を取り入れ、二年次生は議会に提出する陳状を作成している。

2017 年度から 2022 年度までに 10 の陳情が提出された。2017 年度は、街灯設置やご当地キャラ「にーみん」の活用に関する陳情など 5 件、2018 年度は、医療に関する広報活動に関する陳情、2019 年度は、ゴミ問題対策の陳情、2020 年度は、駅を中心としたまちづくりに関する陳情、2021 年度は、廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料に関する陳情、2022 年度は、投票率向上に関する陳情だ。

2022 年度の活動を参考に、二年次生は、4 月に国連が提唱する SDGs（持続可能な開発目標）の 17 目標を学んだ後、個人探究（4 月～9 月）で地域課題を発掘する。グループ探究（10 月～1 月）では、新見市行政や地元のまちづくり団体へインタビューをし、陳情作成に取り組む。全体発表会で代表陳情を決定後、代表チームが、議会に陳情を提出し、質疑応答に出席する。

新見高校の主権者教育は、生徒が、地域の課題を分析し、その解決策を提示するものだ。その中で、生徒は、市役所職員、まちづくり関係者、議員と対話を重ね、まちづくりに参画する市民へと成長する。本発表は、新見高校の主権者教育によるまちづくりの変化を紹介する。本発表の問いは以下の通りだ。第一に、地域と教育の連携が進んだ背景はなにか。第二に、陳情活動を通じた協働とはなにか。第三に、対話を通じた生徒の変化である。

新見高校の主権者教育は、まちづくりに貢献するユニークなモデルである。本発表は、新見高校の陳情活動から地域と教育が協働したまちづくりを分析する。若者の参画は、人口減少社会に悩む地域においてどのような役割を持っているのかを検討する。

参考文献

岩淵泰（2023）『地域を変える若者の参画：岡山県新見高等学校の主権者教育を一例に』地域志向学研究、岐阜大学地域協学センター（7） pp.16-24.

[第 2-2 分科会]

こども基本法による、児童の権利に関する条約の位置づけの上書きの必要性

宮崎一徳（法政大学現代法研究所客員研究員）

こども家庭庁の発足、こども基本法の施行で、様々な取組が行われている。こども基本法第 1 条には、「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、」とあり、同第 3 条には、基本理念として、第 3 項において、こどもが意見を表明する機会等の確保、第 4 項にこどもの意見の尊重等、児童の権利に関する条約第 12 条に起因する文言が掲げられている。

児童の権利に関する条約は、平成元年(1989年)の第 44 回国連総会において採択され、平成 2 年(1990 年)に発効。日本は平成 6 年(1994 年)に批准。この批准に際しての国会審議を見ると、特に、こどもの意見の扱いの認識について、今日状況と比較して違いが見受けられる。また、平成 9 年(1997)年参議院子ども国会の開催趣旨に関する文書や、平成 12 年(2000 年)の国立国会図書館国際子ども図書館の設立に関する国会での説明でも、児童の権利に関する条約の締結についての言及はなかったりする。

児童の権利に関する条約の発効以来、その権利の尊重に取り組んで来た様々な団体の活動や、こども基本法の成立前にも、児童の権利に関する条約について言及するいくつもの法律の存在は認識しているが、こども政策全般について、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、」とされるのは、こども基本法の施行によるものであるのは事実であろう。

今後のこども施策について、当然のように、児童の権利に関する条約の精神を念頭に取組むことに異論はないが、児童の権利に関する条約に何ら言及せずになされて来たこれまでの子ども施策についても、児童の権利に関する条約との関係を整理して、その取組みの中での位置づけを再度し直して、施策の実施を行っていく必要があるのではないかと考える。もちろんそれがなされているものもあるが、そうでないものもあることへの認識を求めるものである。

[第2-3分科会]

シティズンシップ教育から考える開かれた古代地中海世界史研究

—高大連携と市民協働型の歴史実践に注目して—

丸小野壮太(常磐大学高等学校)

佐藤育子(日本女子大学)

現在、社会科教育学では児童生徒の「公民的資質/市民的資質」(“Citizenship”)を育成するシティズンシップ教育に関する研究が盛んである。[例えば、社会科教育学では唐木清志編著(2016)、特に社会科教育学における歴史教育では桐谷正信(2010)参照] 他方、歴史学でも児童生徒の「公民的資質/市民的資質」(“Citizenship”)を育成することを究極的な目的とする歴史教育が注目されている。[例えば、杉山清彦(2022)と小川幸司(2023)参照]

このような学術的背景のもと、昨年度から発表者たちが共同研究を進める「開かれた古代地中海世界史研究」とは古代地中海世界史について歴史学と歴史教育の対話に基づいた理論・実践研究である。[佐藤育子・丸小野壮太(2024)]

そこで、本発表ではシティズンシップ教育の観点から開かれた古代地中海世界史研究を位置づけることを目的とする。

なお、①高大連携[例えば、小川幸司(2021)参照]と②市民協働型の歴史実践[例えば、桃木至朗(2022)参照]を研究方法とする。具体例に①高大連携では日本女子大学「西洋史学論」授業における「「歴史総合」模擬授業：近現代史と古代史を越境する授業」を事例とする。②市民協働型の歴史実践では古代オリエント博物館におけるワークショップ「【フェニキア文字体験教室】 「アルファベットの起源・フェニキア文字を使って自分の名前を書こう！」」を事例とする。

【主な参考文献】

小川幸司(2021)「〈私たち〉の世界史へ」『岩波講座 世界歴史 第1巻 世界史とは何か』岩波書店, pp.3-79.

小川幸司(2023) 『シリーズ歴史総合を学ぶ③ 世界史とは何か—「歴史実践」のために—』岩波新書.

唐木清志編著(2016) 『「公民的資質」とは何か—社会科の過去・現在・未来を探る—』東洋館出版社.

桐谷正信(2010) 「シティズンシップ教育としての多文化的歴史教育—「多様性」と「統一性」を視点として—」『埼玉大学紀要(教育学部)』59/1, pp.57-67.

佐藤育子・丸小野壮太(2024) 「歴史学と歴史教育の対話に基づいた開かれた古代地中海世界史研究の構築」ヘレニズム～イスラーム考古学研究会(編)『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』(未出版)

杉山清彦(2022) 「新しい歴史学習の潮流—「歴史を学ぶ」から「歴史で学ぶ」へ—」『地歴・公民科資料』7, pp.28-31.

桃木至朗(2022) 『市民のための歴史学 テーマ・考え方・歴史像』大阪大学出版会.

【参考資料】開かれた古代地中海世界史研究の研究成果(2022年7月～2023年10月)

日時	テーマ	詳細
2022年7月22日 ～7月25日	体験学習・フェニキア文字	常磐大学高等学校 オープンスクール(丸小野)
2022年10月17日 ～10月21日	Activities by Phoenician and Punic Study Group in Japan	第10回フェニキア・カルタゴ国際学会(佐藤)
2022年12月4日	開かれた古代地中海世界史研究 —高大連携と市民協働型の歴史実践の構築を目指して	第28回ヘレニズム～イスラーム考古学研究会(佐藤・丸小野)
2023年1月28日	高校生・高校教員・大学教員の共同研究 —「ワークショップ・フェニキア文字」実践—	言語学フェス2023(丸小野・佐藤・岩田)
2023年3月5日	小シンポジウム・高校におけるフェニキア・カルタゴ史研究	フェニキア・カルタゴ研究会・第8回公開報告会 (丸小野・岩田・藺部・小宅)
2023年3月17日	なぜ、歴史教育において「開かれた古代地中海世界史研究」なのか？ —高大連携と市民協働型の歴史実践から考える	東京都歴史教育者協議会・文京支部2023年3月例会(丸小野・佐藤)
2023年4月21日	ポエニ戦争と20世紀の世界大戦 —時空を超えた2つの世界大戦を比較し検証する	東京都歴史教育者協議会・文京支部2023年4月例会(佐藤)
2023年5月6日	フェニキア人と古代地中海世界を旅する —神話・文字・歴史—	古代オリエント博物館・講演会(佐藤・丸小野)
2023年5月6日	アルファベットの起源・フェニキア文字を使って自分の名前を書こう！	古代オリエント博物館・体験教室(丸小野・佐藤)
2023年6月7日	歴史教育から「西洋史学論」を考える	日本女子大学「西洋史学論」(佐藤・丸小野)
2023年6月16日	歴史学と歴史教育の対話—大学授業「西洋史学論」に登壇して—	東京都歴史教育者協議会・文京支部2023年6月例会(丸小野)
2023年6月25日	高大連携と市民協働型の歴史実践から考える歴史教育	東京都歴史教育者協議会・授業実践交流会(丸小野)
2023年7月19日	「歴史総合」模擬授業：現代の戦争とポエニ戦争を比較する	日本女子大学「西洋史学論」(佐藤・丸小野)
2023年7月22日 ～2023年7月24日	高校生の探究活動：アルファベットの起源・フェニキア文字	常磐大学高等学校 オープンスクール(丸小野)

日		
2023年8月20日	定期考査「歴史総合」「世界史探究」における 古代地中海世界史から 歴史学と歴史教育の対話を考える	第23回九州西洋史学会若手部会 2023年 8月企画「中高大連携の現在地―試験か ら見える歴史の面白さ」(丸小野)
2023年8月26日	「歴史総合」と「世界史探究」をつなぐ ―近現代史と古代史を越境する授業―	東京都歴史教育者協議会・歴史部会・2023 年8月例会 (丸小野)
2023年10月1日	シティズンシップ教育から考える開かれ た古代地中海世界史研究 ―高大連携と市民協働型の歴史実践に注 目して―	シティズンシップ教育研究大会 2023 (丸 小野・佐藤)
2023年10月29日	歴史学と歴史教育の対話から考える開か れた古代地中海世界史研究	日本オリエント学会第65回年次大会(佐 藤・丸小野)

[第2-3分科会]

中学生に「憲法」をどう教えるか —歴史と公民の接続を意識して—

阿部哲也（江東区立深川第五中学校）

1.本発表の目的

本発表では、中学校社会科の歴史的分野において「憲法」を教える際、どのように各単元に点在している憲法に関わる内容を接続し、体系立てていくべきか、授業構想・授業計画を示している。なお本発表は、既に9月に「法と教育学会」学術大会で発表した内容に修正を加えたものであり、更なる改善のためにご意見・ご批判をいただきたいと考えている。

2.課題意識

「平和で民主的な国家及び社会の形成者」（教育基本法/学習指導要領）を育成するためには、「平和」や「民主主義」といった、この社会を支える根本的な理念を体現している「憲法」に関わる教育が必要不可欠であると考えられる。日本国憲法第97条が「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記していることから示唆されるように、憲法を学ぶにあたって、まずその「歴史」を紐解くことは非常に重要である。

しかし、現状では公民的分野における憲法教育実践・研究は数多くあるものの、歴史的分野における実践・研究、とりわけ公民的分野を見通したものはそこまで多くない。本発表では、そうした課題意識の下、公民的分野を見通した歴史的分野の教材・実践の案を示したいと考えている。

3.研究の概要

本研究ではまず、①歴史的分野における法教育実践の先行研究・実践の検討、②学習指導要領における歴史的分野と公民的分野の目標に関わる記述の検討、③憲法に関わる教科書記述の検討等を通して、歴史的分野で法に関する内容を扱う意義、歴史的分野と公民的分野での学習内容の違い、歴史的分野における憲法教育の課題等が見出された。その上で、本研究では「歴史教育と公民教育（特に憲法教育）をどう接続するか」に焦点を当て、「憲法」を軸とした、単元を超えた見直しを持てる教材・実践を提案する。

4.実践（予定）の概要

授業構想・計画については、まず「歴史の中の『憲法』」というテーマを設定し、鈴木ほか（2017）の先行研究・実践の枠組みを利用しながら、その下で①市民革命、②大日本帝国憲法、③ワイマール憲法、④大正デモクラシー、⑤日本国憲法という5つの項目を、単元を超えて設定した。樋口（2021）や

佐藤（2015）等の憲法学の知見から①～⑤の時代の「憲法」をめぐる特色を抽出し、それらを授業計画へ落とし込んだ。単元は超えて「歴史の中の『憲法』」という一つのテーマを貫くようにすることで、相互の関連性や現代社会とのつながりに生徒が気付けるように工夫した。

5. 参考文献

当日の発表資料にて示す。

歴史正義の実現をめざす歴史単元構成原理

—TC2 による“What Can I Contribute to Meaningful Reconciliation?”の場合—

村上遥大（広島大学大学院）

1. 問題の所在

冷戦終結以降、植民地支配、侵略戦争、人権侵害といった過去の不正義の記憶が学知を超え、個人や集団、国家次元での意識や態度にも影響を与えている（橋本，2018）。この影響により、国家・市民の間に歴史に関する対立が生じ、異なる歴史的背景を持つ人々との共生が困難な状況がある。そのため、世界各地では「人権の回復」を掲げ、国家が過去の不正義の出来事を調査し、事実を認めた上で、被害者へ謝罪や賠償を行うなど、共生社会の実現に向けての取り組みがなされている。

こうした社会的・政治的要請に伴い、海外の歴史教育研究では、他者の苦痛やトラウマの歴史を想起し、過去の不正義から影響を受け、現在でも抑圧を被っている人々（当事者・子孫）との共生社会の構築をめざす市民育成の方法が議論されている（Keynes et al., 2021）。そこでキーとなっている概念の一つに「歴史正義」が挙げられる。「歴史正義」とは、過去の過ちを認め、現在の不正義を是正することや不正義の再発を防止することをめざす概念である（Keynes et al., 2021）。

「歴史正義」に基づく歴史教育は、しばしば「困難な歴史」のテーマと関連して議論される。例えば、小野（2021）は、過去の不正義の記憶に関して、社会で主流となっている歴史の語りを批判的に検討し、子ども自身が語りを再構築することをめざす。これに対し、取り上げる単元プラン『有意義な和解のために私は何ができるか？』では、歴史的遺産を批判的に検討し、現在の不正義の是正に向けた行動案を考察することをめざす。本発表の目的は、当該単元プランの検討を通し、歴史正義の実現をめざす歴史単元構成原理を明らかにすることである。

2. 研究対象

本研究では、上記の目的に応えるため、カナダの批判的思考協会（TC2）が2018年に開発した『有意義な和解のために私は何ができるか？：レジデンシャル・スクールに関する教育・学習』を分析する。目標は、「カナダの先住民と非先住民の関係に影響を与えた苦痛な出来事を理解し、和解に貢献する有意義な行動について熟考すること」である。内容は、カナダの困難な歴史である「レジデンシャル・スクールの歴史」を取り上げている。レジデンシャル・スクールとは、カナダ政府が先住民に対する同化政策の一環として設立した寄宿学校のことを指す。方法は、歴史家が歴史研究をする際の思考方法に基づき歴史を探究する「学問的アプローチ」と現在の倫理的価値観から過去を評価し、現在の不正義問題に対処していく「倫理的アプローチ」をとっていた。

3. 結論

「困難な歴史」は学習者の感情的反応を引き起こすことがある。そのため、「学問的アプローチ」を

とすることで、自身の価値観から都合よく歴史を解釈させることを防ぎ、当時の歴史的文脈に即して歴史を探究させる。しかし、同時に当時の行為の正当性を認めさせる可能性があるため、当時の被害者の体験や感情に共感を引き起こさせたり、現在の不正義問題を認識させ是正方法を考察させたりする「倫理的アプローチ」をとる。これにより、過去の不正義に対して批判的な態度を形成し、歴史正義志向の市民育成をめざしていた。

【参考文献】

Keynes, M., Åström Elmersjö, H., Lindmark, D., and Norlin, B. (2021). *Historical Justice and History Education*. Palgrave Macmillan.

The Critical Thinking Consortium. (2018). What Can I Contribute to Meaningful Reconciliation?.

https://tc2.ca/uploads/PDFs/reconciliation/meaningful_reconciliation.pdf

小野創太(2021)「「困難な歴史(Difficult History)」をどのように探究すべきか」全国社会科教育学会『社会科研究』95, pp.25-36.

橋本伸也(2018)「過去の政治化と国家間「歴史対話」」橋本伸也『紛争化させられる過去』岩波書店, pp.163-192.

学校教育における「多文化共生」に関わる教員研修の評価
—2023年度実施の教員研修プログラムを事例として—

坂口（山田）有芸（摂南大学）

坂口真康（兵庫教育大学）

山田文乃（立命館大学・兵庫教育大学連合大学院）

本発表の目的は、発表者らが講師を担当した「社会の「内なるグローバル化」と学校教育における「多文化共生」について考える」と題した2023年度の教員研修プログラム（以下、2023年度研修）の評価を行うことである。2023年度研修は、同テーマで実施した2022年度の教員研修プログラム（以下、2022年度研修）の構成・内容を基本的には踏襲しつつも、同研修を評価した結果明らかとなった実践上の課題（坂口他、2023）の改善を図って実施した。そこで、本発表では、2023年度研修の実践内容を2022年度研修との異同を踏まえて整理した上で、参加者の学習成果ならびに研修の実践上の課題を分析・考察することを通して同研修を評価することをねらいとする。

本発表では、2023年度研修の実践における改善点の概要を整理した上で、研究利用の同意が得られた参加者（4名中3名）のワークシート（講義前／中／後に実施）の記載内容を分析・考察する。2023年度研修における主な改善点は、次の3点である。第1に、2022年度研修と同様に、「多文化共生」の実践に関わる学術的議論の説明（坂口他、2023, p.10）を講義に組み込みつつも、参加者が「わからないこと」を表明・共有する（同上, p.11）機会を増やし、「わからないこと」の解消を図るためのグループ・ワークを積極的に導入した。第2に、参加者が研修での学びを所属先で実践する（同上, p.12）ための視点を獲得できるように、学校教育における「多文化共生」のための文書・教材の検索方法や、参加者が自らの「多文化共生」に関わる認識について具体的な事例を想定して省察するための講義・ワークを設定した。第3に、参加者が他の参加者や講師と研修後も「共に実践を構築・省察」（同上, p.13）する関係性を継続できるようにすることをねらいとして、各参加者が自らの「多文化共生」に関わる課題意識や経験を共有する機会や、講師の「多文化共生」に関わる活動等を紹介する機会を設け、参加者（同士）と講師の個人レベルでの交流を促す場を設けた。

以上に加えて本発表では、参加者のワークシートの分析を通じた2023年度研修の評価の結果として、自身の「わからないこと」の表明、「多文化共生」の概念や実践に関わる認識の変化、内省を通じた自己の実践に対する理解の深化や、今後の実践への展望等の記述が見られたことを提示する。さらにそれらの結果をもとに、学校における「多文化共生」に関わる教員研修の今後の課題も示す。

参考文献

坂口真康・坂口（山田）有芸・山田文乃（2023）．社会の「内なるグローバル化」と学校における「多文化共生」に関わる教員研修の一考察—2022年度の教員研修プログラムを事例として— 兵庫教育大学研究紀要, 62, 1-15.

日中の大学生の世界市民資質に関する研究

富 舒欣（九州大学大学院）

世界市民という言葉は、戦後、世界は急速に変化してきたが、今日、この複雑な変化の中で、未来の世界はますます予測不可能になっているという背景の中で注目を浴びている。とりわけ地球規模の課題に対処するためには、国際人権法、超国家的同盟、協定書、超国家的組織などが次々と誕生し、ユネスコ（2015）は、様々な課題に対応するために、2015年に持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）を打ち出した。SDGsの17の目標のうち、目標4.7は「世界市民（グローバル・シチズンシップ）のための教育の進展」に言及している。世界市民教育（Global citizenship education, 以下 GCED）は、これからの世界に対応するための重要な方策である。

教育の各段階を見ると、高等教育段階は学校と社会をつなぐ複雑な段階であり、同時に生徒がこの段階で「成人」になる。その意味では、「世界市民」という言葉は大学生にとっても重要なキーワードである。そこで、大学生がどのように世界市民資質を身に着けているのか、それらの資質はどのような特徴が見られるのか、それらの問題を日本と中国の文脈において研究していきたいと思う。そのうえ、日本と中国の高等教育は大学生の世界市民資質に何かの影響を与えるのか、どう世界市民教育を導入するのかについても推測できると思う。

中国と日本の文脈では、高等教育が標準化された大学入学試験から受けた影響が相対的に少ない、比較的自主性が高い。そのため、高等教育における世界市民教育の導入は、独自で重要な価値を持つと考えている。しかし、中国でも日本でも、欧米諸国と比較して、明確的に GCED プログラムに取り組んでいる大学は比較的少なく、また多くの課題が存在している。中国と日本は、儒教文化圏にあり、文化的背景の一部を共有している一方で、ともに新自由主義の課題に直面している。欧米の高等教育における GCED 実践の展開が本格化する中で、中国の大学で GCED プログラムに取り組んでいる大学は極めて少ない（Ogawa 2021；HARADA 2019；華 2020 参照）。日本でも GCED プログラムを立ち上げた大学はごく少数であり、よく国際理解教育やグローバル教育という文脈で語られることが多い（HARADA 2019）。また、日本政府がグローバル労働力育成に積極的に取り組む姿勢により、日本の大学の中には、より新自由主義的な GCED を採用する傾向があると指摘した。一方中国の高等教育では GCED のプログラムはわずかあるが、日本と同様に GCED の概念は曖昧であり、体系的な目標、科学的な評価方法、理論的で実践的に実行できるカリキュラムを欠き、GCED をいくつかの特定な属性（例えば、英語能力、交流能力など）を代表として採用する傾向がある（華 2020）。このような設定も、GCED を表面的なものにし、単なるスローガンにする可能性が高いと考えている。

こうした日中の高等教育の背景の中で、大学生の世界市民資質がどのくらい身に着けているのか、高等教育がその中どのような役を演じるのか、本研究を通じ、それらの答えを推測していきたいと考えている。本発表では、大学生の世界市民資質をめぐり、まずは構想中の研究に関する背景や内容を検討し、及び一部の理論ベースの構築を紹介していく。

非母語話者日本語教師の指導観に関する調査研究

—グローバル市民育成を中心に—

李 依水（岡山大学大学院）

本研究では、グローバル市民育成に焦点を当て、インタビュー調査を通し、非母語話者日本語教師はどのような指導観を持っているのか、教育現場でどのように展開されているのかを明らかにしようとするものである。

グローバル化にともなって、異なる言語や文化を背景とする人とのコミュニケーションの機会が増える。国際社会の中で活躍している外国語学習者として、言語能力を身につけるだけでなく、グローバル市民としての資質も期待されている。その場合、非母語話者日本語教師（以下、NNT）の果たす役割が重要性を増やしていると同時に、NNTに求められる資質と能力も変わっている。

梅田（2005）によると、海外の日本語学習者の到達目標は、言語能力を中心とした知識の獲得から、言語使用を通じた課題達成・相互理解・交渉など多方向的で動的な言語運用能力の獲得へと大きく変わりつつある。辺晴（2012）は、グローバル時代のコミュニケーションの育成という新しい学習者のニーズ、教育現場の教師、管理職の多視点から、NNTに求められる資質を実証的にデータから検証する。これから、NNTに求められる資質の中で、言語能力だけではなく、異文化間コミュニケーション能力、国際理解に対する指導意識も焦点になっている。

以上より、グローバル市民育成につながる授業活動、授業方法などの資質・指導力が強く求められることがわかるが、NNTの指導観と指導実態の検討が少ない。また、現在NNTに向けた専門性が高い研修活動、プログラムが少ない、グローバル市民としての外国語学習者のニーズに向けて、NNTの資質・能力向上のための研究調査は重要な課題と言える。

そのため、本研究は、NNTの指導観に注目し、教育現場で、グローバル市民育成に対する指導意識があるかどうか、どのように捉えるのか、どのように展開されているのか、どのような問題があるのかを明らかにしたい。

研究方法について、本研究はNNTが最多の中国に注目し、大学での現職教師を対象に、半構造化インタビュー調査を行う予定である。教育現場でNNTの指導観及び授業実態を把握した上で、今後の非母語話者日本語教師教育のプログラムの開発に示唆を与えることが期待されている。

参考文献

- 辺晴(2012)「グローバル時代の学習者ニーズと教師の資質—中国大連における大学日本語教師を対象とした調査から」『言語教育研究』(3),p9-20
- 梅田康子(2005)「学習者の自律性を重視した日本語教育コースにおける教師の役割—学部留学生に対する自律学習コース展開の可能性を探る—」『言語と文化』(12)(39), pp.55-77

戦後初期文部省の生徒会論における「公民」観の特質
—米国の E.K.フレッツェルにおける生徒会論との対比から—

相庭貴行（筑波大学大学院）

自主的・実践的な活動を行う特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせる場であり（文部科学省、2017）、特に全校生徒で自治的な運営を行う生徒会活動は、市民的資質の育成においても重要な役割を果たしている。しかし生徒会活動がどのような市民的資質を育てるのかは十分に示されておらず、両者の関係を示していくことが求められる。日本の生徒会は、「市民性」(citizenship)が多く掲げられたアメリカの生徒会を参考にして形成され、特別活動が1951年に「特別教育活動」として中学校学習指導要領に位置づけられた際に「りっぱな公民となるための経験」の場として位置づけられていた。一方で、生徒会がどのような「公民」を育てることが目標とされて成立したのかは明らかにされていない。そこで本研究では、1945年から1951年までの文部省における生徒会論の形成過程およびそこでの議論における「公民」的資質の特質について明らかにすることを目的とした。

本研究では第一に、1945年の終戦から1951年の学習指導要領告示までの期間における文部省の手引書や通知等をもとに、生徒会論形成過程における「公民」理解について検討した。終戦直後の教育改革では戦争の原因として日本人の精神性の問題が指摘され、主体的な国民の育成が図られた。そのため、戦前の修身のような一方的な教え込みは否定され、新しい公民教育の一環として、課外で自治的な活動を行う校友会等の「公民的実習」が示された。しかしその転換は生徒を自発的に集団に参加させることで集団や社会に奉仕するような個を育てるという、教育方法の転換に限定されたものであり、国家形成のために社会に奉仕する公民を育てるという教育目的はあまり変化しなかった。また、1948年頃から教科外諸活動の組織化が構想されると自治的な組織は公民教育から分離し、特別教育活動の中心的な活動である「生徒会」として統合された。

第二に、以上で示された「公民」理解について、日米の教科外活動に大きな影響を与えたアメリカの E.K.フレッツェルの生徒会論 (Fretwell, 1931) における「市民」理解と比較し、その特質について検討した。フレッツェルの生徒会論では、生徒は権利義務を有する市民として位置づけられ、組織の中で主体的に行動して自己の要求を充足できるようにすることが市民的な資質として重視された。一方で文部省の生徒会論では、個々の自由は前提とされず、生徒は社会や集団の発展に寄与する主体として位置づけられた。文部省の生徒会論では、自身のために自律的に価値判断を行うのではなく、社会のために望ましいとされる行動を自発的に行う公民が想定されていた点が特質の一つである。

以上から、戦後初期の生徒会は、個人の集合体として形成される社会を理解させようとした社会科とは異なり、「公民」としての個々を規定する社会が個々よりも前から存在しているという社会・「公民」理解のもとに成立していたことが指摘できる。今後の生徒会活動等の自治的活動では、集団のために行動するだけでなく自身の要求を充足していく力を育てるという視点を持つことが必要であろう。

参考文献

Fretwell, Elbert K. (1931) *Extra-Curricular Activities in Secondary Schools*, Houghton Mifflin Company

文部科学省 (2017) 『中学校学習指導要領(平成 29 年度告示)解説 特別活動編』 東山書房

[第 2-5 分科会]

戦前公民科における「社会教育」の取扱いとその変容

釜本健司（新潟大学）

シティズンシップ教育は、学校教育においては社会系教科をはじめとする様々な教育機会において実施される。そのみならず、学校教育以外の場でのどのように育成していくかも重要である。現行学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」がうたわれるのも、これからの社会に必要なシティズンシップ育成を視野に入れたものといえる。

このシティズンシップに教育について、これまでの日本の教育を振り返ると、公民教育が中心となって担ってきている。その公民教育が本格的に実施されるようになったのは、1920年代のことである。この時期に実業補習学校で公民科が特設され、1930年代には中等学校で公民科が成立した。この公民科の成立期によって、学校における教科と、学校教育以外の場での公民の育成を併せて重視する形ができたといえる。

近年の研究において、学校以外の場での教育に焦点をあてて戦前期の公民教育を論じた研究としては、上原（2017）がある。この著書に結実した一連の研究は、社会教育を射程に入れた公民教育の考え方を論じるものとなっている。ただ、こうした研究の場合、前述の学校教育における教科としての公民科への論及は多くない。一方、発表者は、2000年代前半から、戦前公民科を中心としたこの時期の学校における教科としての公民教育に関する史的研究を続けている（釜本 2009）。一連の研究では、学校の外での教育に焦点をあてた検討は行なっていなかった。

こうした研究動向の捉えに基づき、本フォーラムにおけるシティズンシップ教育の射程に触発されつつ、本発表は、学校における教科としての公民教育の原型とも位置づけられうる日本の戦前公民科において、学校外の教育に関する内容はどうか取り扱われたか、また、それが教授要目をはじめとする公民科をめぐる制度や社会の動向の変化によって、どのように変容していったかという問いに答えることを目的として行なう。

その際、当時の日本における学校の教科としての公民科が、学校外の教育としての「社会教育」をどのように位置づけてきたかについて、教授要目や教科書の内容の分析に加え、当時の著書や教育雑誌等における社会教育に関する論説と関わらせて、その特質の析出を試みる。こうした方法による検討を通して、学校と学校外の教育をどのように関わらせようとしたか、またそれがどのような形でどこまで実現したかを考察することで、学校の教科における教授内容としての「教育」の特徴への言及も試みる。

なお、発表内容の詳細は、当日資料を参照されたい。

【文献】

上原直人（2017）『近代日本公民教育思想と社会教育—戦後公民館構想の思想構造—』大学教育出版
釜本健司（2009）『戦前日本中等学校公民科成立史研究—認識形成と資質育成を視点として—』風間書房

全国生活指導研究協議会における子どもの声を聴く実践の展開とその特徴

—2014 年第 56 回大会以降に焦点を当てて—

鈴木草苺駒（名古屋大学大学院）

1. 本発表の目的

本発表は、日本の学校における子どもの声を聴く実践の現状を考察することを目的とする。そのために、全国生活指導研究協議会（以下、「全生研」と示す）における子どもの声を聴く実践の展開を、特に 2014 年第 56 回大会以降に焦点を当てて整理し、その特徴を明らかにする。

2. 研究の背景

近年、子どもの声を聴く上での在り方が、実践的にも研究的にも問われている。研究においては、諸外国の実践・研究の知見から、学校において子どもの声を聴くことの意義や、そこでの課題や困難が明らかにされつつある（古田 2021, 植松 2023 など）。

他方で、日本の学校においても子どもの声を聴く実践は、様々な場面で展開され、その在り方が模索されてきた。例えば、子ども理解を図る実践研究（石垣・窪島 2017 など）や、三者協議会を始めとした「開かれた学校づくり」の取り組み（浦野ら編 2021 など）、そして全生研による実践等が挙げられる。例えば全生研では、これまで生活指導の実践形態である集団づくりの在り方が問われるなかで、子どもの声を聴く実践が展開されてきた。

ただし、こうした子どもの声は、要求として発せられ、可視化しやすいものを聴くだけでは十分とは言えないだろう。古田雄一が指摘するように、声をあげやすい子どもの声を取り上げられることで、弱い立場にいる子どもの声が排除されるという問題もある（古田 2021：25 頁）。そのため、子ども自身が要求を声に出せない（出さないようにしている）ことにより、声にならざるものも含めて、広く子どもの声を捉えようとしていくことが求められる。

これに対して、全生研では、声にならざるものも含めた子どもの声を捉えようと、子どもを取り巻く生活経験やその背景となる日本の社会状況を分析しながら、実践が展開されてきた。そのため、全生研に着目してその実践の展開を追うことは、声にならざるものも含めた子どもの声を聴く上での在り方を検討する上で、示唆が得られると考えられる。

全生研に関する先行研究では、例えば折出健二が、集団づくりの思想と方法論の歴史を整理するなかで、長年、全生研の常任委員であった竹内常一が 2010 年代に日本の社会状況に鑑みて生活指導の「ケア的転回」を提起、つまり「ケア」の思想を取り込んだとし、そのことの意味を「生き方の指導としての生活指導」（宮坂哲文）と学校自治論とのアウフヘーベン（再統合）を目指したものであると指摘する（折出 2021：171 頁）。このことから、竹内常一による「ケア的転回」の提起によって、全生研では 2010 年代以降、改めて集団づくりの在り方が見直されてきていると言える。対して、「ケア的転回」を提起した竹内常一は、「自分を引き受けて生きることができない」という子どもの叫びを、教師は聴く

ことが求められているとする（竹内 2016：100-106 頁）。そのため、全生研では、特に「ケア的転回」が提起された 2010 年代以降、子どもの声を聴くことが重要視されてきていると整理することができる。他方、全生研のこれまでの経過は、全生研常任委員会編『全生研大会基調提案集成』第 1 集～第 4 集（1974 年／1983 年／2000 年／2008 年）に 2008 年までを対象として整理されているが、「ケア的転回」がなされて以降は十分整理されているとは言い難い。それを整理することは、日本における子どもの声を聴く実践の現状の一端を捉えることができるだろう。

3. 分析対象及び方法

本発表では、全生研の実践記録を対象とし、特に「ケア的転回」が提起された 2014 年第 56 回大会以降に焦点を当てて分析する。具体的には、大会基調提案の関連実践の記録を中心素材とする。各基調提案では、日本の社会状況を踏まえた理論的課題を提起すると共に、それと関連した実践事例の紹介も行われている。そこで、2014 年～2023 年の全生研大会紀要（ただし、2020 年は基調提案がされなかったため、除く）を中心に、補足として機関紙『生活指導』の実践記録も用いる。

具体的には、まず、全生研の概要を述べた上で大会基調提案の展開を整理し、全生研のこれまでの展開を概観する。次に、2014 年第 56 回大会以降における実践記録を分析し、全生研における子どもの声を聴く実践の特徴を明らかにする。以上を踏まえて、最後に、日本の学校における子どもの声を聴く実践の現状を考察する。

4. 引用文献

石垣雅也・窪島務「担任ができる実践研究の可能性についての予備的考察—『学習感想』を活用した『子どもの声を聴く』実践研究を通して」（『滋賀大学教育学部附属教育実践センター紀要』第 25 巻、2017 年）79-86 頁。

植松千喜「ペダゴジーにおける『生徒の声』を聴くことの困難—グレゴリー・ミッチーの多文化教育の実践記録および研究を手がかりに」（『教育学研究』第 90 巻第 1 号、2023 年）13-23 頁。

浦野東洋一・勝野正章・中田康彦・宮下与兵衛編『校則、授業を変える生徒たち 開かれた学校づくりの実践と研究—全国交流集会 2 期 10 年をふりかえる』（同時代社、2021 年）。

折出健二「集団づくりの思想と方法論に関する考察」（『愛知教育大学研究報告. 教育科学編』第 70 巻、2021 年）166-174 頁。

竹内常一『新・生活指導の理論—ケアと自治／学びと参加』（高文研、2016 年）。

古田雄一「教育経営における『生徒の声』の意義と課題—近年の国際的動向の検討と考察をもとに」（『日本教育経営学会紀要』第 63 号、2021 年）19-33 頁。

アメリカの社会・文化的状況に即した DC 教育の理論と実践の解明

—ISTE が提案する DC の 9 要素からみた教材分析—

瀬川正義（北海道教育大学釧路校学生）

I. 問題意識：日本における DC 教育の要請

情報技術の急激な発展により、生活・社会が劇的に変化し便利で快適な超スマート社会 (Society5.0) と呼ばれるデジタル時代に突入している。こうした現代社会では、フィッシング詐欺などのインターネット上での詐欺の高度化や、Twitter などの不適切な書き込み・動画のアップ、LINE 上のいじめ問題などが深刻化している。こうした社会の変化に対応するためには、デジタル・シティズンシップ (以下、DC) を備えた市民の存在が肝要となる。

ここで指す市民とは、いわゆる「大人」とともに「子ども」も含まれる。特に、上記の問題は、「デジタル・ネイティブ世代」の子どもたちにとって当事者意識の強い問題である。彼らが DC を備えるためには、学校教育だけでは不十分であり、家庭学習など学校外で行われる教育も必要だと認識されている¹⁾。

ただし、家庭教育では個人差が生じてしまうことなどから、学校教育として、特に社会科として DC 教育を位置づける要請は強い。その背景には、平和主義・民主主義を理念に「社会科」が時代の変化に応じた「公民としての資質・能力」を育成する教科であり、超スマート社会となった今日においては、DC が「公民としての資質・能力」の一つだと捉える論調が広がっていることが挙げられる。

II. 先行研究：日本における DC 教育研究の動向と課題

日本の DC 教育論は、北米や欧州を中心とした国際動向を受容している。例えば、①国際教育テクノロジー学会 (International Society for Technology in Education : ISTE) が開発した 9 要素から構成される DC 枠組みや欧州評議会が開発した DC 枠組みを参照し、日本の情報モラル教育と比較した研究²⁾、②アメリカの若者と参加型政治に関する研究ネットワークが開発した 5 つのモジュールから構成される DC 教材集「Digital Civics Toolkit」を参照し、政治参加力・政治的有効感を高めるカリキュラム構成原理を分析した研究³⁾、③ハーバード大学のバークマン・クラインセンターが開発した DC 教材集「DIGITAL CITIZENSHIP + RESOURCE PLATFORM」を参照し、日本の定時制高校における公民科・現代社会の単元を開発・実践した研究⁴⁾がある。

以上のように、多様な DC 教育論・教材が存在している背景には、各国・地域において問題となっている「デジタル市民」の実態とそれを受けて学校教育で育成すべき「デジタル市民」像に違いがある。日本の理念に合った DC 教材を探すためには、単に多様な DC 教材の普遍的なカリキュラム構成原理を解明するだけでなく、社会・文化的状況に即して開発された文脈・特質を解明することも肝要である。こうした研究課題を踏まえることで、海外の DC 教材を日本の社会・文化的状況に即していかに使っていくことができるかも示唆できる。

Ⅲ. 研究方法：アメリカの社会・文化的状況に即した DC 教育の解明

以上を踏まえ、本研究では ISTE の DC 枠組みに依拠して開発された DC 教材の特質について、アメリカの社会・文化的状況を加味して検討することを目的とする。具体的には、以下の手続きを踏んで目的の達成を目指した。

第 1 に、ISTE の DC 枠組みを分析に活用する妥当性について、アメリカ国内の DC 教育関連の博士論文の理論的枠組みを根拠に検討した。第 2 に、ISTE の DC 枠組みに依拠したアメリカの DC 教材集として、①Common sense (アメリカの非営利団体) が開発した教材集「digital citizenship curriculum」5)、②Google などが開発した教材集「Be Internet Awesome」6) を収集した。第 3 に、収集した 2 種類の教材集と ISTE の DC 枠組みとの整合性を分析した。第 4 に、2 種類の教材集の特質 (ISTE の 9 要素のどれを重視してカリキュラム構成しているか) がアメリカの社会・文化的状況のもとで生まれている文脈を考察した。第 5 に、社会・文化的状況の異なる日本の DC 教育を展開する上で、2 種類の教材を活用する視点や留意点を示唆した。

Ⅳ. 結果と考察：ISTE の DC 枠組みから見た分析対象の特質と意義

2 種類の教材は、ISTE の 9 要素のうち「デジタル・コマーズ」を除く 8 要素が対応しており、一定の整合性があった。「デジタル・コマーズ」との対応があまり見られなかった背景には、アメリカの COPPA (Children's Online Privacy Protection Act) という法律が影響しているのではないかと。つまり、アメリカの子どもたちは、電子売買に触れる機会が少ない実態があり、わざわざ学校教育の中で「デジタル・コマーズ」を優先して扱う必要感が高くないと想定される。

しかし、日本には COPPA のような法律もなく、現状子どものネット使用における法整備は整っていない。本研究で分析した教材をそのまま活用するのではなく、日本の社会・文化的状況に即した DC 教育、DC 教材を開発するのであれば、「デジタル・コマーズ」を優先して扱う必要性は高いのではないかと。

【註】

- 1) 総務省 (2023) 「家庭で学ぶデジタル・シティズンシップ：実践ガイドブック」。
- 2) 坂本旬・芳賀高洋・豊福晋平・今度珠美・林一真 (2020) 『デジタル・シティズンシップ』大月書店。
- 3) 小栗優貴 (2021) 「社会参加におけるエンパワメント格差是正を目指した「現代社会」単元開発」『社会系教科教育学研究』33 巻, pp.41-50.
- 4) 川口広美・神田颯・今井祐介・宇ノ木啓太・藤井結子・村田一郎・両角遼平・奥村尚・河原洗亮 (2022) 「デジタル時代のシティズンシップ教育カリキュラムの内容構成」『学校教育実践学研究』28 巻, pp.21-29.
- 5) <https://www.common sense.org/education/digital-citizenship/curriculum>
- 6) Google, The Net Safety Collaborative, Internet Keep Safe Coalition (2021) 「Be Internet Awesome 安全なオンライン利用の心得カリキュラム」。

ICT ツールの活用による議論の深まりとシティズンシップ向上に関する研究

富永 静（東北大学大学院）

「市民として身につけるべき資質」の要素としては、他者感覚、開かれた態度、正義感覚、対等な関係性、非暴力の態度と規範の 5 つ(寺島, 2006)がある。この「市民として身につけるべき資質」を育むためにシティズンシップ教育(主権者教育)が学校教育で展開され、教科教育の中では、主に中学校社会科や高校公民科の題材として扱われてきた。特に高等学校では 2022 年度から新科目として「公共」が加わり、学習指導要領の掲げる到達目標では「自立した主体」としてシティズンシップを発揮するために、多面的・多角的な考察や合意形成に導く議論の能力を養うことが強調(文部科学省,2021)されるようになった。

ところで議論においては、発言だけの形態では收拾しきれない意見があったり、他者の目を気にして「自分の考えを述べること」を避けたりして表面的な議論となってしまう問題があった。松野 (2017)によれば、意見の可視化をすることで相互の学びや理解の深化と、考え方の多様性を学ぶことができるという。現在意見を可視化する手段としては、SNS に代表されるように ICT ツールの活用が考えられる。高校生程度になるとタイピングなどの基本的な ICT スキルを有しており、ある程度自己を確立しながらも協働する相手のことも思いやりつつ作業に従事することができる(菅井・堀田・和田,2017)という。しかし ICT ツールを利用した協調的問題解決でどのようなスキルを育成すればよいのか、ICT を利用した議論を円滑に進めることができるのかについては検討が必要である。

本研究では、協調型問題解決学習の場面において、ICT ツールを活用が議論の深まり、シティズンシップ獲得にどのような影響があるのかについて検討する。

そこで、高校生の公共科の授業場面で、議論による問題解決学習の場を作り、そこでの ICT ツールの活用を試みた。ICT の特徴の一つは WWW に代表されるリンクによるネットワークである。その代表的な活用例が Google 等の検索エンジンである。検索によってアイデアを得ることは、情報に対して、自身の検索対象への関心を強め、理解の深まりを感じさせるという(Fisher,2015)。そこで議論の際に必要なことを検索しつつ議論をすれば議論に広がりがあるのではないかと思われる。また最近では生成系 AI の活用が広がりを見せている。文章生成系 AI からは質問等に対し、自分が知らないことや思いもよらない返答がかえって来ることがありアイデアの整理や新しいアイデアの発想に役立つともいわれている。そこで本研究では ICT ツールとして、議論の際に「検索エンジン」(Google)、と「生成系 AI」(ChatGPT3.5)を用いることとした。

具体的な流れは次の通りである。高校 1 年生 3 クラス 51 名を 3 班にわけ、さらにその班を、検索ツールを使いながら議論する班、生成系 AI を用いて議論をする班、何も用いず議論する班に分けた。ICT ツールを活用する班は一人一台 iPad を用いて検索エンジン、生成系 AI にアクセスすることとした。まず冒頭に生徒たちが興味を持てるような話題を提供したのち「対立を乗り越えるためにはどうしたらよいのか」という議題を与えた。その後、班ごとに提示された議題について班で話し合いを行った。そし

て最後に班の意見をまとめてもらった。

その結果、話し合い時の発話内容に、ICT ツールの種類によりそれぞれ特徴がみられた。検索エンジンを活用した班では、検索したキーワードをつぶやくような発話が多く、それぞれが何を検索するか主体的に考えている様子がうかがえた。また、生成系 AI では画面上に自動表示される回答をもとに話し合いが行われており、まず課題について、他者の意見（つまり AI の回答）を読み、それに対する自分の意見を言うことが多かった。最初に他者の意見を得ることで、次に自らが意見しやすい状況となった様子もうかがえた。また議題にどのように答えたらよいかわからない場合でも、ICT ツールの活用によって先に提示された例を参考にしながら意見を言えているようであった。しかし、AI の回答に夢中になる面も見られ、議論が中断する局面もあった。ICT ツールを使わない班は自らの体験や昨今の時事問題を例に挙げながらのやりとりがみられ、自身の知る範囲、思いつく範囲での議論となっていた。

またアンケート結果の推移から、ICT ツールの活用した班ではシティズンシップ特性が前後で向上しており、使用しなかった班ではやや低下していた。このことから議論に ICT ツールを活用する際に何を調べるか考える主体性や班での意見集約などに影響があると思われる。

参考文献

寺島俊穂 (2009) 「市民活動とシティズンシップ」『關西大學法學論集』

松野至 (2019) 「自分の考えを述べる楽しい公民学習—iPad とファシリテーションツールの活用—」『経済教育 38 号』

文部科学省 (2021) 「高等学校学習指導要領「公民」(平成 30 年告示) 解説」

菅井道子, 堀田龍也, 和田裕一 (2017) 「高校生によるチャットを利用した協調的問題解決の特徴」『日本教育工学会研究報告集』

Fisher, M., Goddu, M. K., & Keil, F. C. (2015)

"Searching for explanations: How the Internet inflates estimates of internal knowledge." *Journal of Experimental Psychology: General*, 144(3), 674–687. <https://doi.org/10.1037/xge0000070>

文部科学省(2023)第 1 回デジタル学習基盤特別委員会資料 6 「生成 AI (Chat GPT) の学校現場での利用に関する今後の対応について」

本村めぐみ (2012) 「市民が育む「親性」と「シティズンシップ特性」との関わり」和歌山大学

安永悟 (1998) 「ディスカッション・スキル尺度の開発」久留米大学文学部紀要

柴橋祐子 (2001) 「青年期の友人関係における自己表明と他者の表明を望む気持ち」東京学芸大学紀要

川浦康至 (1996) 「CMC におけるコミュニケーション行動 (特集 電子社会のコミュニケーション)」『日本語学』

AI・Singularity・Web3.0 とシチズンシップ
—AI 化による新しい「訓練された無能」とシチズンシップ教育—

長岡素彦（一般社団法人地域連携プラットフォーム）

現在、持続不可能化による危機と AI・シンギュラリティ（Singularity）が緊急課題となり、AI、DX デジタルトランスフォーメーションなどの情報技術による大きな変化(Web3.0 等)がおこっているが、これらと持続不可能化による社会変化を超えて、サステナブルな地域・世界を築くシチズンシップ教育と ESD について述べる。

発表者は 2003 年より ESD をすすめ、情報社会に関する国連 WSIS(2)のプロセスに参画し(日本の NGO 委員会委員)、複合情報環境、仮想社会のあり方や MIL メディア情報リテラシー、デジタルシチズンシップを論じてきた。

AI の技術の変化により人間には予測も制御も困難な状況であるシンギュラリティが続くとされており(第 2 の分水嶺)、既に EU では AI を EU で規制する新法を今年度中に発布予定である。

AI は接する情報の内容によって思考・分析内容が形成され、その知識は一定の利便性を提供するが、バイアス、信頼性などの問題も大きい。この状況で学習者が AI をブラックボックスのままのツールとして思考や判断を停止して利用するという AI の依存的利用や学習者が AI を自分に利するよう利用する AI の功利的利用により学習者は情報の真偽に無自覚で判的思考の乏しく利己的で功利的になる可能性があり、新しい「訓練された無能」(trained incapacity)に陥り、大きな社会的な問題となる。(AI を否定しているのではなく、AI の功利的利用、功利的教育の問題)

さて、これらは市民が熟議を重ね「望ましい未来像」に向け変革と創造の過程に参画するための学びであるシチズンシップ教育とは正反対である。また、ESD for 2030 の「技術の未来」に書かれている技術の問題も含めてシチズンシップを AI との学習を進めるていく必要がある。それは AI・ICT の功利的利用ではなく、ユネスコのメディア情報リテラシーを含め、AI と対話し共創する「共創的 AI」の学習である「共創の学び」である。これらはユネスコの「共に生きることを学ぶ」(Learning to live together)としてのシチズンシップ教育や ESD であり、人々が相互にコミュニケーションし、学びあう機会の網状組織(Opportunity Web)の学習ネットワーク(Learning web)でサステナブルな地域と世界を築くものである。

(参考)

長岡素彦,VUCA・持続不可能な時代とサステナブルイノベーション・SDGs・ESD,武蔵野大学環境
研究所紀要 ,12, 2023

長岡素彦他,Comments from Japan NGO Coordination Committee for WSIS,UN WSIS,2003

長岡素彦,複合情報環境における関係性とリテラシー 仮想社会の選択的人間関係を超えて,関係性の教育学,10(1),2011

中国における女子大学院生割合上昇の背景にあるジェンダーとシティズンシップ課題

呉 可菲（九州大学大学院）

1、研究背景

『中国婦女発展綱要(2011-2020 年)』によると、2019 年まで、中国で大学院に在籍する女性の割合は常に男性の割合を下回っていた。かつて中国では、女性は男性に比べて大学院教育を受ける機会が限られていたため、女子大学院生の割合が少なかった。

女性の大学院教育のアクセスの低さと、女性の「社会的・文化的シティズンシップ」の欠如が関係すると考えられる。「社会的シティズンシップ」には、教育の権利と有給労働に関する権利が含まれる (Marshall 1950)。また、「文化的シティズンシップ」という概念は、マイノリティの権利と文化的差異の容認、および文化的能力の発揮と文化への参加に注目している (Delanty 2002)。具体的に、女性の文化的シティズンシップとは、男性文化が主流とされる家父長制社会において、女性が男性支配に都合の良い文化規範に従うのではなく、自らの利益を守るために、自ら文化規範を定義し解釈する権利のことである。これらの権利を守るために行動も必要である。社会的・文化的に疎外されてきたマイノリティとして、女性の経験、価値、利益などが軽んじられてきて、彼女らの高等教育参加が重視されなかった。社会的・文化的権利の獲得において不利であることは、政治面で権力・資源をめぐる争いにおいて女性が不利であることと相互に作用していると考えられる。すなわち、社会的・文化的シティズンシップは政治的シティズンシップと密接な関係を持っている。

だが、『中国婦女発展綱要(2011-2020 年)』によると、2019 年に大学院の在籍者に占める女子学生の割合は初めて半数を超え、50.6%に達した。そして、その後も年々増える傾向が続いている。しかし、このことは、かつて女性の大学院進学を妨げていた要因が改善され、ジェンダーやシティズンシップの平等化につながっていることを表しているのだろうか。この問題を究明するためには、なぜ大学院に進学する女性が増えているのか、女性の高学歴化を後押しする社会的・文化的・政治的原因は何かを把握することが重要だと考える。

2、研究目的

本研究の目的は、近年、中国の高等教育、特に大学院において、女性の割合が男性を上回るという現象が起きている中、女性が大学院に進学する理由と、女性が高学歴を求める背景にある社会的・文化的・政治的な原因を明らかにすることである。

3、研究方法

本研究は中国の大学院に進学した女子学生（修士課程在学者）10 名に対して、半構造化インタビューを行った。録音機器で録音し、その後この音声データから文字化データを作成・分析し、調査結果をまとめる。調査の対象は、筆者の知人を基点としたスノーボールサンプリング法により選出した。半構

造化インタビューによって、筆者は大学院進学理由、私的領域、経済的シティズンシップ、政治的シティズンシップ、文化的シティズンシップに関する経験と考え方、をめぐって質問した。

4、研究の意義

本研究は、先行研究では用いられなかったシティズンシップの理論的枠組みを用い、シティズンシップの諸側面を多角的に検証することで、中国における女子大学院生の割合の増加という一見平等な状況の裏に隠された不平等を明らかにする。この研究を通して、高等教育における女性の教育機会の増加という側面から、より広い社会、文化、政治の領域でどのようなジェンダーやシティズンシップの不平等が存在するのかをさらに考察したいと思う。

本研究はデータを整理する段階にあるため、具体的な分析や結論を示すことはできない。発表は、研究の背景、目的、方法の説明、先行研究の整理と検討、シティズンシップとジェンダーに関する理論的枠組みのまとめを中心として行われる予定である。

参考文献：

- Delanty, G., 2002. Two conceptions of cultural citizenship: A review of recent literature on culture and citizenship. *The Global Review of Ethnopolitics*, 1(3), pp.60-66.
- Marshall, T.H., 1950. *Citizenship and social class* (Vol. 11, pp. 28-29) . New York, NY: Cambridge.
- 中国政府網 , 2020, 『中国婦女発展綱要(2011-2020年)』 .
http://www.gov.cn/xinwen/2020-12/19/content_5571135.htm. (accessed on 2023/5/1)

からだ・性に関するインフォーマル学習の研究
—ミニコミ誌『女から女たちへ』に着目して—

川上優貴（東洋大学大学院）

1. 問題の背景

本研究の主題である「女性の『からだ・性』をめぐる問題」は、政策や、社会の中の家族の在り方、医療の中での患者としての立場、パートナーとの関係性など、様々な要因が複合的に絡んだ状況の中で現れてくる。女性のからだ・性に関する様々な問題に取り組む動きは、欧米における中絶権獲得のため運動や、人口管理政策への反発等の女性運動を経て、リプロダクションに関することを「個人が決める」という「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」概念を形成することに繋がった。それが国際文書のレベルで定義されたのが、「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」という概念である。これは、1994年にカイロにて開催された国際人口開発会議において議論され、行動計画にも盛り込まれた概念で、岩波女性学事典を確認すると、「万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と権利。(中略)”身体的、精神的、社会的に良好な状態”で”安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由を持つ”ことを含む」と説明されている。日本においては、2000年以降5年ごとに策定されている男女共同参画計画に、同概念が盛り込まれている。しかし、1990年以降、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ概念の意義と相反する少子化対策の影響が強まり、同概念の意義が十分に理解されている状況とは言い難い。また、1974年から日本性教育協会によって継続的に実施されてきている青少年の性行動についての調査についての先行研究からは、正しい性知識を持っていても、それが確実性の高い避妊行動に結びついていないことが明らかにされている（俣野,土田, 2019; 俣野, 2019)。このように、日本においては、女性が人口政策や社会的編成によって女性自身の「からだ・性」についての選択を規定されることのないよう、十分な取り組みがなされているとはいえない状況である。

2. 研究の目的

本研究では、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ概念が形成される過程ともなった重要な時期と言える、第二波フェミニズムの時期における、からだ・性に関するインフォーマルな学習に注目する。日本においては1970年代前半に隆盛したとされるウーマン・リブの中で、「からだ・性」に関わる問題が表立って議論されるようになったため、この時期の女性運動において、女性たちが置かれた状況、生活に合ったインフォーマルな学習過程に着目する。

本研究の目的は、「からだ・性」に関するインフォーマルな学習が、実際にはどのように行われていたのかを明らかにすることである。リサーチ・クエスチョン（以下、RQ）は、「①女性たちは「からだ・性」について何を問題としてきたのか、② ①についてどのように学習してきたのか」と設定した。研究対象は、1972～1988年に発行されていたミニコミ誌『女から女たちへ』であり、ミニコミ誌を分析することによって、女性たちが置かれた状況、生活に合ったインフォーマルな学習過程の分析を試

みる。

3. 引用・参考文献

阿藤誠（2005）「少子化と家族政策」大淵寛、阿藤誠編著『少子化の政策学』原書房

天野正子ほか編『新版日本のフェミニズム 1 リブとフェミニズム』岩波書店

井上輝子他編（2002）『岩波女性学事典』岩波書店, pp.480-481

荻野美穂（1994）『生殖の政治学：フェミニズムとバース・コントロール』山川出版社

荻野美穂（2014）『女のからだ フェミニズム以後』岩波書店

土田陽子, 俣野美咲（2019）「青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性」日本性教育協会編『「若者の性白書」-第8回青少年の性行動全国調査報告』小学館, pp.129-146

西村光子（2006）『女たちの共同体-70年代ウーマン・リブを再読する』社会評論社

俣野美咲（2019）「青少年の避妊行動に及ぼすパートナーとのコミュニケーションの影響」『社会学年報』48巻, pp.129-137

丸山尚（1985）『「ミニコミ」の同時代史』平凡社